琉球大学学術リポジトリ

「帝國主義下の台湾（四）」國家學會論文三

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2018-04-16 キーワード (Ja): 朱書きや訂正箇所多数あり 資料形態： B5原稿用紙／和綴じ, 矢内原忠雄, 台湾 キーワード (En): Yanaihara Tadao 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/38274

矢内原忠雄文庫

史　料　名	「帝國主義下の台湾（四）」國家學會論文三
封筒番号	305
原文所所蔵者	琉球大学附属図書館
撮影年月日	平成 17 年 11 月 16 日
撮　影　者	富士写真フイルム　株式会社
備　　考	

矢内原忠雄文庫

封筒番号： 305

史料名	「帝國主義下の台湾(四)」國家學會論文三
資料形態	B5原稿用紙／和綴じ
枚　数	98
頁　数	98
縦（cm）	
横（cm）	
厚さ(cm)	
書誌的事項	台湾 朱書きや訂正箇所多数あり 今泉分類記号： Y

國家學會論文三 1

論文

帝國主義下の台湾

矢内原忠雄

第二章 台湾の資本主義化

(一) 日本帝國主義に於ける台湾の地位

(1) 資本の移動(投資及吸収)
(2) 商品の移動(貿易)
(3) 人口の移動(移民)
(4) 財政的關係
(5) 植民地貸借関係

第三章 台湾の資本主義化

第六節 日本帝國主義に於ける台湾の地位

我領有以来台湾が資本主義化せられし過程と其事實とは既に上來私の説述し来れる処である。

然らば此の台湾が日本資本主義に對して如何なる意義を有するか、台湾の日本に對する價値如何、此の研究が本節の主題である。

植民地の本國に對する價値は本國よりの資本輸出、商品輸出、原料品食料品の獲得、及

No.

び移民にありと為される。併し乍ら植民地より本國へ資本及び勞働力の供給（併せ）を要することは理論上及實際上明白である。故に植民地の價値は本國に對する經濟的價値の問題は要するに兩者間の資本、商品、及び人口の移動に就て考察せらるべきである。

第一項　資本の移動（投資及吸資）

(一) 我領台前後にありては台湾は英米及支那人の商業資本的搾取の下に在り、台湾人は少數の大地主が其利益に均霑したるのみにて農民は窮乏の生活狀態であつた。蓋し純粹生産力の同一發展段階にある純粹に資本主義的なる一社會内部に於ては餘剰價値は專ら商品生産行程より生ずる。併し乍ら生産力發展段階を異にする二つの資本主義社會間、殊に資本主義社會と非資本主義社會との間の交換に於ては、交換行程そのものより餘剰利潤を獲得し得る。此ゝに植民地貿易の掠奪性ある所以である。(1) 而して我領台當時の台湾は併せて

貿易は非資本主義的社會に對する資本的搾取の一典型であつた。

經濟學會論文

No.

米度支部資本の非資本主義的(当時島内の交通通信株関不備にして)
来たり資本主義化せんとするや、交通は地方的に止まり、各地物価の相異甚
だしく「台北に於て五円三十六銭三厘の玄米は嘉
義に至りては三円二十銭となり、台北にて三
十七銭四厘の石炭は嘉義に至りては一円となる」の状況であつた。「此の如き状態の下にあり
ては地方商人は経済社会の専制君主にして、
中央にあらゆる購客に向つて低頭する商人
は地方にありてな農民に向つて卽然として却
りて農民をして低頭せしむ、此の如くして物
價は需要供給の自然法に制せらるゝよりも寧ろ商人
によりて縦まゝに定めらるる」。「若しそれ其商
人が農家に對する取引に至りては殘酷を極む
。卽ち商人は年内に發賣すべき茶若くは樟腦
若くは米を担当として農家に農業資金を貸与
するの法にして、一度此貸借関係を生じたる
ときは農家は終生其桎梏を脱するを能さる
のなきにあらず」(注)蓋し商人が地方的に
陥るに及び農事不景気にして商人より兼

P.439 ~ 442

台湾学会論文三三

賬(借貸)關係を生ずるとは、香港廣門上海等と
根拠地とする英米両国人の独占的地位を
(法律)
理くるに、未だ十分に商品生産化
せず尚自家用生産を兼ねる農民の
におるもの多く、且つ当時台湾農民の
法律は未だ十分に商品生産化せず尚自家用自
給的生産の段階にありしの故に、其生産物の
交換価値即ち価格の決定は、交換(專)を業とす
る者即ち外来商人の独占的一方的規制による
の事情著しく、而かも其価格は甚だ低く定

めらるに至たのである。加ふるに上述の如く市
場が地方的にして狭隘なりしこと、及び農民
が定住的にして所謂放賬制度により商人より前
貸金を受けたことに対して生産物一手売渡の義務
を負ひしことは、之等商人の独占的地位を固
くし、価格決定(に関する地位)を(一層)有利(たらしめた。)
(彼等の)
独占的中心(かくて香港)
厦門上海等を根拠地とする英米及支那商人は
台湾の経済に対して支配者たり、その商業資
本は擡頭的特別利潤を獲得した。彼等の資本

國家學會論文三

No.

成的活動は商業資本を中心としたが、併し乍ら前貸金制度によりて間接に生産を支配し、又前貸金の利子を收め、かくて同時に産業資本的活動を包含うた。而してそは故に彼等の商業資本的(擔販的)一層度であり得たのである。

(二) 我領有後台湾の資本主義化し、

資本の勢力が漸次日本人より日本人に轉移たること、及び邦人資本が分化して産業資本と商業資本 及び銀行資本が各々獨立の企業とが(先づ、)利貸資本の運動は利子を目的とする。従つて台湾に於ける金利の趨勢は我資本の物貸資本としての我領有前にありては台湾は未だ資本主義化に於て述べた。今、この三種の資本形態につき、我國資本の台湾に対する投下、即ち台湾への内地資本輸出を考察するであらう。

(今化)

(は既に本章第三節

て一定の標準利率もなかつた。当時製糖業者が糖廻より借入せる前貸資金の利子は年一割乃至二割（日歩二銭七厘乃至五銭五厘）の間にあり、茶商の為替業者に支拂へる利子は日歩五銭乃至八銭三厘なりと云ふ。此れ甚しく高率なりと謂ふを得ざるも、前述せる如く商業資本家が商品買入の為め前貸せるものにして、金利を目的とせるものではなかつた。且つ本島内一般金利は右の利率よりも遙かに高く、領台数年後に至る迄本島人間の金利（最高日歩二十六銭六厘を示せること少くなかつた。然るに改隷以後本島人の渡来に従ひ台湾の金利は漸次低下せり、内地人間の金利に比して一層高率にして最高月利一割八分（日歩六十銭）最低月利三、四分（日歩十銭乃至十三銭）を示し平均三十五銭を下らざる状況であつた。台湾資本主義化の進行は斯くの如き高率の金利を漸次低下せしめ、大正六、七年の頃

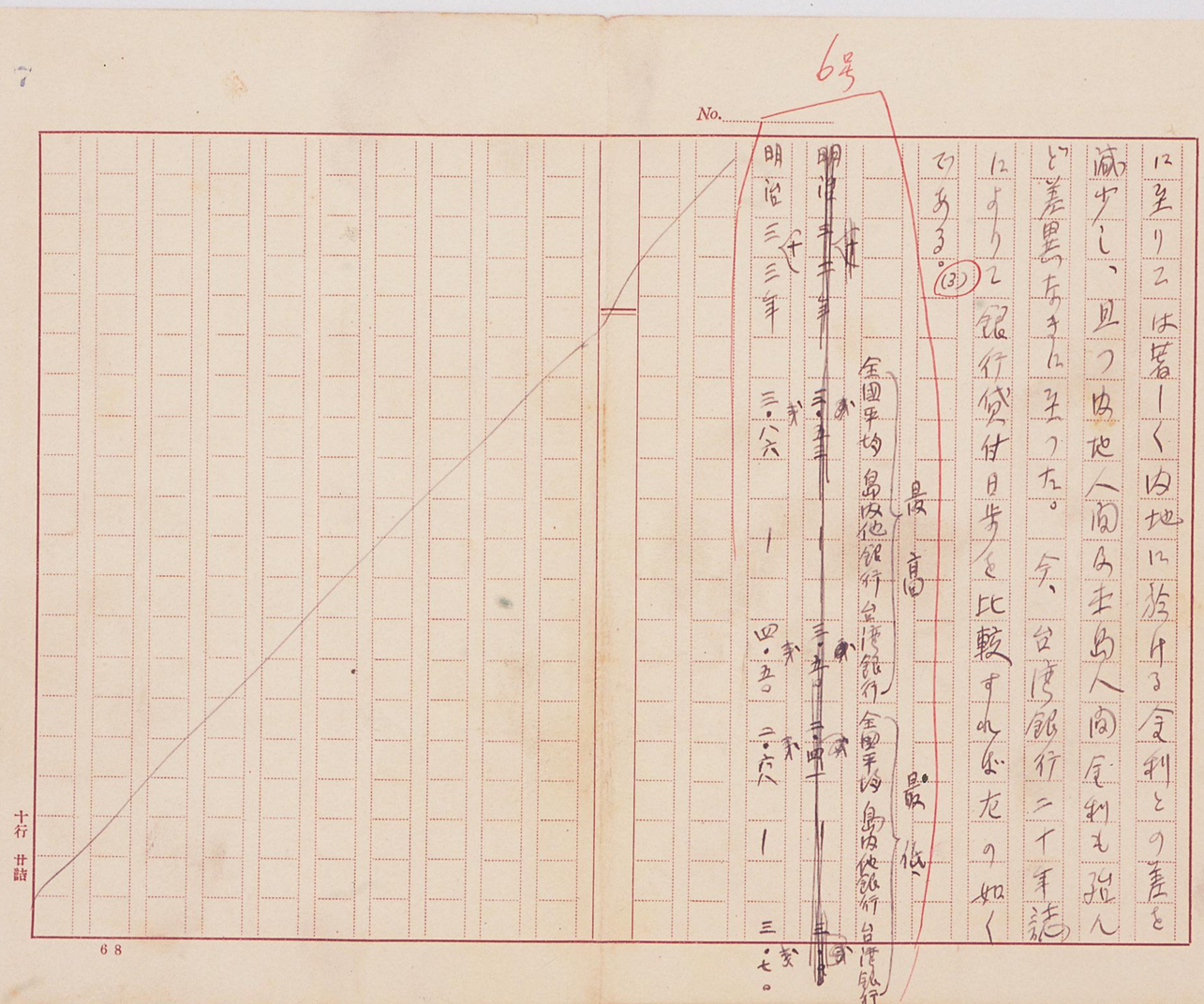
6号
No.
明治三三年 三・八六
明治三十年
明治三十年
全国平均
最高
最低
三三年
三四年
三五年
三六年
三七年
三八年
三九年
四〇年
四一年
四二年
四三年
四四年
四五年
大正元年
大正二年
大正三年
大正四年
大正五年
大正六年
大正七年
大正八年
大正九年
大正十年
大正十一年
大正十二年
大正十三年
昭和元年
昭和二年
昭和三年
昭和四年
昭和五年
昭和六年
昭和七年
昭和八年
昭和九年
昭和十年
昭和十一年
昭和十二年
昭和十三年
昭和十四年
昭和十五年
昭和十六年
昭和十七年
昭和十八年
昭和十九年
昭和二十年
昭和二十一年
昭和二十二年
昭和二十三年
昭和二十四年
昭和二十五年
昭和二十六年
昭和二十七年
昭和二十八年
昭和二十九年
昭和三十年
昭和三十一年
昭和三十二年
昭和三十三年
昭和三十四年
昭和三十五年
昭和三十六年
昭和三十七年
昭和三十八年
昭和三十九年
昭和四十年
昭和四十一年
昭和四十二年
昭和四十三年
昭和四十四年
昭和四十五年
昭和四十六年
昭和四十七年
昭和四十八年
昭和四十九年
昭和五十年
昭和五十一年
昭和五十二年
昭和五十三年
昭和五十四年
昭和五十五年
昭和五十六年
昭和五十七年
昭和五十八年
昭和五十九年
昭和六十年
昭和六十一年
昭和六十二年
昭和六十三年
平成元年
平成二年
平成三年
平成四年
平成五年
平成六年
平成七年
平成八年
平成九年
平成十年
平成十一年
平成十二年
平成十三年
平成十四年
平成十五年
平成十六年
平成十七年
平成十八年
平成十九年
平成二十年
平成二十一年
平成二十二年
平成二十三年
平成二十四年
平成二十五年
平成二十六年
平成二十七年
平成二十八年
平成二十九年
平成三十年
令和元年
令和二年
令和三年
令和四年
令和五年
令和六年
令和七年
令和八年
令和九年
令和十年
令和十一年
令和十二年
令和十三年
令和十四年
令和十五年
令和十六年
令和十七年
令和十八年
令和十九年
令和二十年
令和二十一年
令和二十二年
令和二十三年
令和二十四年
令和二十五年
令和二十六年
令和二十七年
令和二十八年
令和二十九年
令和三十年
令和三十一年
令和三十二年
令和三十三年
令和三十四年
令和三十五年
令和三十六年
令和三十七年
令和三十八年
令和三十九年
令和四十年
令和四十一年
令和四十二年
令和四十三年
令和四十四年
令和四十五年
令和四十六年
令和四十七年
令和四十八年
令和四十九年
令和五十年
令和五十一年
令和五十二年
令和五十三年
令和五十四年
令和五十五年
令和五十六年
令和五十七年
令和五十八年
令和五十九年
令和六十年
令和六十一年
令和六十二年
令

No.

6号

6号

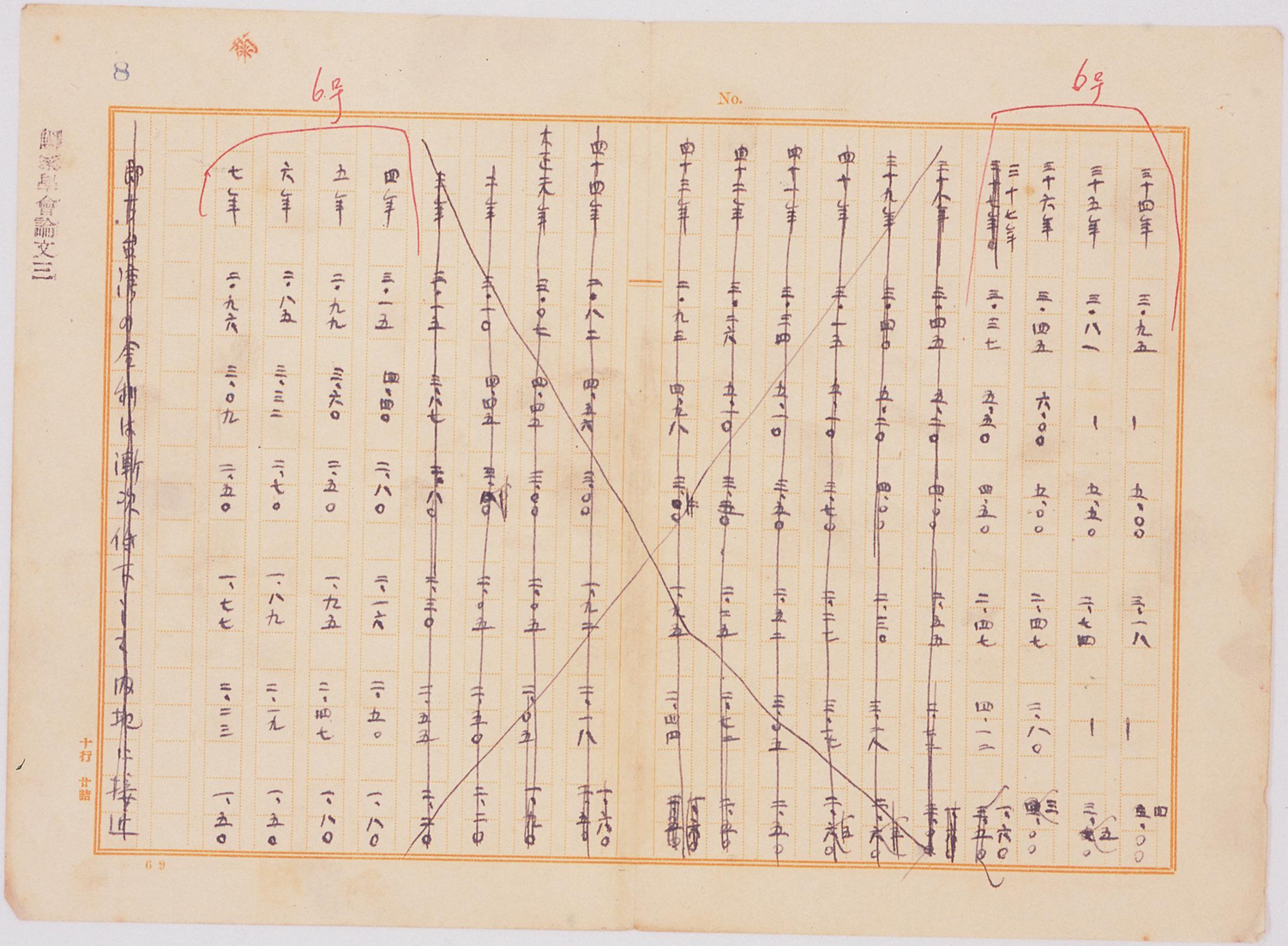

に至りては著しく内地に於ける金利との差
減少し、果ては内地人間金利の差も
殆んど差異無きに至りたり。
台湾銀行其他島内金融機関の
大に奮起する処大なりしと雖も
即ち台湾に於ける銀行金利と内地銀行金利と
の差は
既往に溯るに従ひ其の差大にして
、台湾銀行の金利も旧時は内地に比べて一歩
内外の高率であつたが、大正六、七年の頃には
略内地同様の金利となつた。台湾銀行以外の

金銀行の金利は錯々高率であるも、台湾銀行
貸出歩合の約八割は台湾銀行に係せるを
以て、此境より台湾に於ける金融の
同様の金利により事業
はあるが、
その
を見る
て銀行貸付金利を比較すれば次の如くで

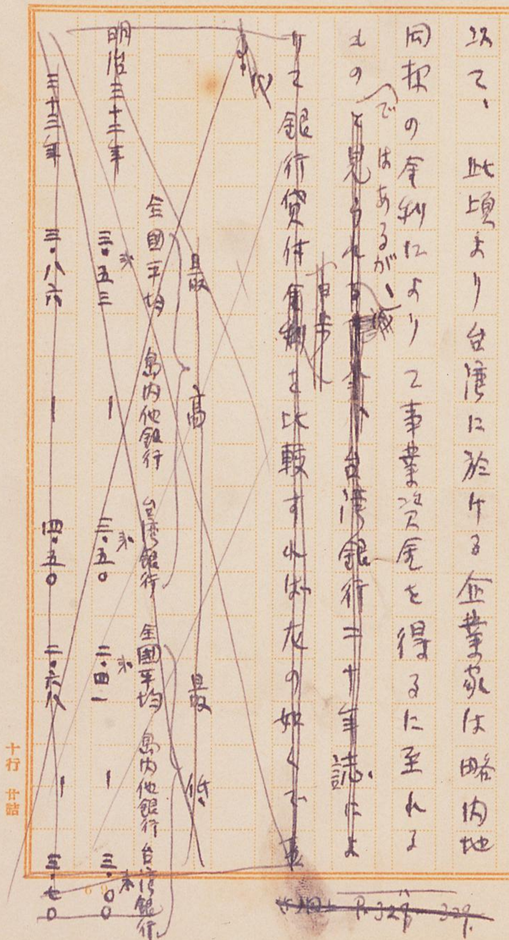

十行 廿諸

No.

6字

6字

内地金利に比して尚若干高利なりしことは次に掲ぐる台湾銀行の（各地支店）貸付金日歩の内地比較によりても見られる。(14)

		最高	最低
（貸付日歩）	台北支店		
	台南支店		
	大阪支店		
	東京支店		
明治四十二年下半季		二七厘	二〇厘
	台北支店	二八厘	二二厘
	台南支店	一四厘	一六厘
	大阪支店		
	東京支店		
大正七年下半季		二三厘	二〇厘
	台北支店	二三厘	一五厘
	台南支店	一九厘	一六厘
	大阪支店		
	東京支店		

更に昭和元年度の台湾各銀行の貸付日歩を内地金利と比較すれば左の如し。(15)

		最高	最低
台湾銀行	台湾南支店	二八厘	二二厘
	台湾東支店	三五厘	二六厘
華南銀行		二八厘	二二厘
彰化銀行		三四厘	二七厘
三十四銀行	台湾支店	二四厘	二二厘
	東京市場	三六厘	一四厘
	大阪市場	二六厘	二二厘

平均、郵便貯金の利子は五分四もにして内地の四分八厘より（高きこと一厘四毛に過ぎず。）必ずしも台湾の金利は頗る高率であつたが漸次低下して今日に於ては甚だ大差なきに至つたのである。

貸本の後動に対する影響は左の如くである。

(1) 始め利貸資本として台湾投資は有利に

(14) 台湾銀行 [illegible]

(15) 台湾各店別 [illegible]

基為め
して金圓金利引上の影響を有したるべきも、
近年に至りては資金需要の状態に應じて逆に
台湾より利貸資本の内地流入の行はるゝことと
。即ち後に述ぶる台湾設定の内地吸收。

(二) 金利低下の為め産業投資を促進したること。
つて産業資本の投資
(三) 産業資本利潤
内地資本の台湾投下で容易に行はれざりしこ
とは前に述べた。台湾銀行、台湾製糖株式会
社の如きも政府の熱心なる勧誘及保護により

て漸く成立し得たのであり、台湾鉄道株式会
社の如きは縦貫線の敷設保護に拘らず株式の
募集に成功せずして止んだのである。蓋し当
時にありては日本資本の蓄積未だ不十分なり
しこと、台湾に於ては土匪は跳梁し、幣制は錯
乱し、其他投資に対して危険なる状況を呈したる故である。然るに台湾総
督府の鋭治の進捗は資本誘引の基礎を成し、
他方日露戦争後の日本資本の発展に従つて、
製糖業を始め台湾に於ける事業勃興し、盛な

國家學會論文(三)

No.

る産業資本の投下を見たのである。

植民地に於ける資本家的企業は特に搾奪性を有し、利潤率高く、徒って全國資本の平均利潤率を高めも少くとも甚の低下を阻止する作用を有する。(6) もとより其実現の程度は各植民地の生産条件に依存するが、帰台湾は左記の条件により好個の投資地たる資格を備へたり。

(1) 気候が熱帯亜熱帯的にして且つ地味豊かなること。即ち土地生産力の大なること。

(2) 住民が勤勉にして生活程度が低く、労銀も内地に比して低廉なること。曾北市の帯振女工の賃銀の如きは一日二十銭内外である。生蕃他男業傭者の賃銀と雖も左表の比較によれば左表の如し。(7)

(労銀)			
台北市(昭和元年下半期)	本島人	内地人	東京市(大正十五年中平均)
大工	一、八〇 円	三、五〇 円	三、五〇
左官	二、〇〇	四、〇〇	三、六二
煉瓦積	一、八〇	四、〇〇	三、六二

(6) 台南市の農夫は男七十銭女三十五銭であり、台北市の陸田の坑夫は一日五十銭乃至一円(昭和元年下半期)。

(7) 拙稿 P. 66-7. 79. 213. 228.

一般的に 柳澤

十行 廿語

光

No.

6号

鍛冶	二・六〇	二・五〇	三・八〇
鑄物	一・六〇	二・五〇	三・九一
仲仕	一・五〇	二・五〇	二・七二

尚台南市の農夫は男七十余女三十五余であり、基隆市の坑夫は一円五十余、台北市の築捕女は二十余、生蕃義務出役の日当は五十余である。此等の賃銀は或は本島人又は内地人の生活程度には相当甚だ見るべきは無く、又彼等の労働は概なるものなりとするも、台湾は熱帯に属するが故に、労働力は寧ろ内地の過半に相当するものではあるまいか。

此の労働力は台湾島民の消費に従つて即ち労働力の再生産費に相当するものであらう。

台湾に於ける本島人労銀の騰貴はこの特別利潤の減小を意味するに過ぎない。故に労銀が内地と同率に近づくに従ひ台湾は我産業資本に対する特別の誘引力を減ずるであらう。

No.

鍛鉄　三〇。　円　三、八四
鋳物　一方。　三九、
仲仕　十五。　三七、
(3) 資本家的独占は隨る大にして、之に対し
労働者農民の階級的結成は甚だ微弱である。
従って資本の搾取率は大なるべきこと。
(4) 政府の保護。製糖会社に対する奨励金、
台湾銀行及び台湾電力株式会社の創設並に
之に対する保護、又は昭和二年の恐慌
に際して台湾銀行に於ける金融機関

台湾銀行、華南銀行、彰化銀
救済の為め二億　万円の特別融通を為
し尚ほ満十年利
後営業成績も改復
の全額を国庫の負担に帰
せりめなる等、台湾は於ける資本家的企業の
利潤経営を政府が保護することは極めて顕著
なり。且つ其金額を国庫の負担に帰したること等。
以上の理由により台湾に於ける資本家的
企業は特別利潤を獲得し、少くとも利潤を保障

しき粗 P.10-11. 不六号 P.62-63.

國家學會論文三

十行 廿話

光

No.

保障せらるゝ地位にある。當業者熟知の如く
ある台東製糖及び台湾銀行
台湾内の事
の破綻の如き
台湾内の事
保護の下に解散を免れ来つた。
対する投資は内地資本の良好なる投資地であり、台湾に於ける平均利潤率は高く、従つて内地資本の平均利潤率を高め、若くは少くともその低下を阻止する作用を有するものと見ることは、資本輸出地としての台湾の價値を

記明一たるものに外ならない。即ち日露戦争後内地金業界不況時代にありても台湾は製糖業の勃興、公私土木事業の遂行等によりて甚だ活況を呈し、内地よりの商品移入資本投下を促進し、商品市場及び資本輸出地としての地位を十分に發揮したのである。(10) 又世界大戦後の反動により内地に於ける精糖業の收益の甚しく不況に陥るや、製糖会社は台湾に於ける事業擴張に資本を投下した。之れ台湾企業擴張の特別に

十行 廿話

No.

門家專會論文三

高きか故に外ならない。内地精糖業の損失又
は糖価騰貴の如きも台湾粗糖業の高利潤率を以
て補填し、以て製糖資本金使用の利潤率を維持
せんと努むるものである(11)。随て本島底及び台

No.

高きが故に外ならない。内地精糖業の壊滅又は銀行業の壊滅を傍観するに忍びないと同様に、台湾粗糖業の壊滅を傍観するに忍びないのである。台湾粗糖業の壊滅は、延いて台湾全体の利益を害し、延いて帝国全体の利益を害するものである。

台湾銀行の破綻の如きも台湾内の事業に基因せるものでなく、却つて台湾外に於ける事業の失敗に基けるものにして、(12)昨年七月台湾銀行調査会が(その)同銀行整理の根本方針として本来の使命たる台湾に於ける産業資金の供給を以て中心とすべきことを決定し、この方針に基き、内地に於ける貸出及コール吸収は之を為さざる様経営上の改善を加ふるの必要ありと認定したるが如きも、亦此の故に外ならないのである。

十行 廿字詰 日本学術論文三

帝国が政に外ならない。内地拓殖事業の振興は
此の利潤の減少を伴ふ事実上拓殖資本全体の利潤率を
引下ふことゝなり、為に拓殖資本の維持せんとするも
(四) 台湾に対する我投資額を推定することは
容易でない。台湾に本社を有する銀行会社に
就ては其資本額を計算するを得るも、(本店)を台湾に有する
会社に就ても此の如き(内地)人の出資と本島人の出資
とを区別するを要し、しかも明瞭に此の区別
を為すことは容易でない。且つ台湾に本社を有する(銀行)会社も台湾以外にて事業(経営する)
るが故に、純粋に台湾に投(下)せられたる資本
額は之を推測するだに容易でないのである。
併し敢てその推測を試むれば昭和元年末に於
ける内地(人)の台湾投資額は約(十三)億円であら
う。(此の推算の根拠は註に於て説明する。(13))
台湾(は)の会社(に)朝鮮(に)比すれば面積は(一五%)、
人口は(三%)、会社資本額(は)

関東庁編三三

光

No.

6号

朝鮮

台湾

会社合計

	朝鮮	台湾
社数	一、二七六	六四七
拂込額	四四七、八二三 千円	五三七、二三〇
社数	一、二六、三五一	三一五
資本金	七三、四二一 千円	四三、五四四 千円
拂込額	四三、二九三	四、三九八
工場数	二、五七八	三、四五九
原動力 馬力	一、八七、三〇	三七、八四

内、工鑛業

	朝鮮	台湾
社数	三一五	三一一
資本金 拂込額	七三、四二一 千円	三五、一三二
工場数	四三、五四四	三二、七七二
原動力 馬力	四、三九八	四、四五九
	三、七四五	一三七、八四

朝鮮

台湾

鉱業

朝鮮より台湾に於ける会社の増加を見よ（昭和二年末）

	朝鮮	台湾
会社総数	一、二七六	六四七
資本金 拂込額	四四七、八二三 千円	五三七、二三〇
工鑛業	一、二六、三五一	三一五

朝鮮より台湾の工場は数に於ても朝鮮より大にして（殊に大規模の工場多し）工場動力に於ても朝鮮より大である。即ち台湾の工場は数に於ても朝鮮より大にして（殊に大規模の工場多し）工場動力に於ても朝鮮より大である。即ち台湾の工場は数に於ても朝鮮に比して資本家的企業化の程度高く（傍点）、従業者も亦多く、二ことず推測せらる。

左表を見よ（昭和二年末）

	朝鮮	台湾
会社総数	一、二七六	六四七
拂込額	四四七、八二三 千円	五三七、二三〇
工鑛業	一、二六、三五一	三一五

台湾に於ける会社は内地に比較するも尚急速なる速度にて投下資本額の増加しつゝたるを見る。即ち明治四十二年末と大正十四年末との期間に於て会社拂込資本額又は資額は全国に於ては八倍強、台湾に於ては十一倍強となつた。左表の如くである。

以上によりて台湾が資本輸出地として有する価値の大なるを知り得るであらう。

(五) 台湾はたゞに投資地としてのみなく、内地人のまゝなる株式会社の設立について本島人の出資を得なる次第は既に述べた(未詳)。

又、島内に於ける国債募集は明治三十七年二月發行の第一回国庫債券を嚆矢とし、台湾銀行が中略力を尽して「国庫債券を擔保とする貸出に対し特別の融通方法を講じ且つ又び限り便宜をよみることゝし」一方(一一三頁註(6)(8)(9))。

(公)

地方廳長等に依頼し勧誘せしめたるに拘らず各地本島人資産家の応募を見るに至らず」、再後大正七年末に至り「漸く応募を見るに至れり」、而後大正七年末には五千〇十七万六千円に達する国債募集を見たりと。(10)

(10) 銀行條例施行後ニ於ケル卸便貯金も亦この吸資作用

(一)二行 [illegible]

(6号)

会社総数

		拂込資本又は出資額	
全国	一一、五四三 (昭和四十三年末)	大正十四年末	大正十四年末
	三四、三四五	一、三六七、一六四	一〇、八九四、〇三三
台湾	六三	三一、〇九三	三五、五三一
	七五一		

國家學會論文三

光

6号

No.

の一面として明治二十九年に勃興開始せられた
が、(早くも)(資本主義的段階にありて)(前)資本主義非常に慣れず且つ政府の保護に対して
は、株式及び公債(に於ける)と同様、当初(の)熱心なる政府の勧誘により(始めて)其の退蔵
貨幣を貯金(せしめ、以て)資本化するを得たのである。(16)
郵便振替貯金は明治四十三年に始めて口
座を設けた。郵便貯金及振替貯金共表の如
く増加したが、之等(に)両者共に国庫預金部の収入
(一般会計)となるものである。

郵便貯金

	口数	金額
明治四十一年度末	一、八〇二、千四	三六二 千円
大正二年〃	二、三八〇	五五四
昭和元年〃末	九、一四五	二、七一三
		七〇七

郵便振替貯金口座

	口数	金額
明治四十一年度末	本島人 千円	千円
大正二年〃	三八二	一六二
昭和元年〃末	五五四	一六二

而して国庫預金部よりは日本勧業銀行を通
じ(台)湾の産業奨励資金として(大正六年以来)数回に亘り合計五百五
十万円を(の)低利貸付を為す(仲介)。その主なる貸出先は公共団体、産業組合、
其他の法人若くは個人の産業資金、住宅資金等

であるが、右の金額を前記郵便貯金の現在額と比較すれば、（表）此地台湾向に於ては都市農村百の関係に勢ひて郵便貯金による資金の吸集中が行はれて居ることを見る。況んや台湾への（融通の未だ）資金（供給）行はれざりし時期に於てをや。資本主義社会に於ける農村と植民地との地位の（類似）これある。（これ）亦も台湾銀行へは国庫預金部より五千万円の（低利）資金（融通）あり、大正十四年の（同行整理に際し）て（更に）年利二分に引下げられた（ので）あるが、台湾銀行の救済は他（の）植民地（たる）台湾（にとどまる）事業失敗の救済に（島外）資金供給者たる地位（台湾）より吸資の利益を得（るもの）と言ふべきである。

（預金）

（貸）

（貸）

6年

No.

、台湾資金を以て
リ吸資し、アリある。相對的には來(帰)島投資の開
発改良が急がれ、投地及海外に於ける事業の
台湾資本に對し経営支配(つい)ある(る)ものである。

(昭和元年) (未記在) 総計	十四	島投 投地 外国	十四
銀行貸付金	七三七、六八一	二四九、一九四	四一九、三六四	六九、一三三
同百分比	一〇〇.〇	三三.八	五六.八	九.四
銀行預金	一五五、九六五	九六、二〇五	二九、四一一	三〇、三四八
同百分比	一〇〇.〇	六一.七	一八.九	一九.四
内、台湾銀行貸付金	六一九、二八六	一四〇、七八九	四一六、六八	六一、六二八
同百分比	一〇〇.〇	二二.七	六七.三	一〇.〇
台湾銀行預金	九二、八〇七	三六、二八二	二八、一七三	二八、三五二
同百分比	一〇〇.〇	三九.一	三〇.四	三〇.五

次て如何に台湾銀行が單なる拓殖地銀行に止まるかを知(べきである)る。(17)

近年台湾資金の内地回送の増加は台湾事業界に於ける資本家的企業発達の結果と事業界特に鉱
知(如)く状態にあること、投地に於ける治安金需要の
増加、及び台湾に於ける銀行
地と大差なきに至れること、によるであらう

十行 廿話

(17) 拙稿参照 P.493-494

。併一乍ら台湾銀行は台湾外の事業に於て
失敗を招き、台湾銀行整理委員会は既述の如
く島内事業に立力を注ぐべきことを以て整理
の根本方針と為したのである。台湾銀
行は本店は台北にあるとも頭取は東京に駐在
すると共に、株主総会も東京に於て開催する。台銀を所有するもの
は不在資本家である。(118)
並に経営するものは不在資本家であり
ますに米ては変りなき
銀行
ざる
の安定地帯に
蔵昔の如き
へ欲せずんば台湾には
同発すべき
、底子底融は土壌間(トラント)
にありて高利を搾取せら
も不十分である。(119)
歪曲に於いて深き関係に立つが故に、之を単
純なる台湾の延産銀行化することは不可能に
して且つ不可である。
(120)

25 (1)

No.

(として)
国家より一層力を與ひ土地の開
発(庶)民の金融を計らば、たゞに(銀行の経営)
たるのみならず又台湾の幸福である。然るに
帝国主義下の植民地(独)占物(漏)
又也より吸資する。何れにしても不在地主不
在資本家の地位に立ち、植民地を踏台として
本国に於ける利子生活者及び海外投資を支持
し発展せしむる(ものである)。
(それ植民地に於ける)
(植民地)
之れ資本移動に関して見た
る帝国主義下の植民地の地位である。(20)

十行 廿話

69

No.

注

(1) 拙著植民及植民政策二〇九―二一一頁

(2) 竹越與三郎著台灣統治志四三九―四四二頁

(3) 台湾銀行二十年誌三二〇頁―三二三頁、三二八―三二九頁

(4) 台湾船行、戸十三次金融事項参考書による

(5) 台湾総督府第三十統計書及び東洋経済新報経済年鑑(昭和二年度)による

(6) 拙著植民及植民政策六六―七頁、七九頁、八一頁

(7) 註(5)に同じ

(8) 領台後土匪討伐による死傷、鉄道其他土木工事等の勃興による労働需要の増加、交通の便開くるに従ひ帝国農民の離村少からざること等の理由により、労働の欠乏甚しく労銀頓に増加したることを以て産業衰替の一主因となす(同書一頁)。我領台前には苦力の賃銀一日十三銭乃至二十銭なりしに比し三十八年の頃には二十五銭乃至四十五銭に騰貴し

十行 廿語

明治文化資料叢書 第三

No.

三郎の台湾視察談に、台湾の工業発展の為には、「今日の通貨たる労銀の騰貴を防ぐべき」振興上労力供給問題を論議して居る（同書三三四―三三八頁）。其後政府自ら事業及民間企業の発展及び（台湾銀行法改正）理蕃事業は労力を需要せる事大にして、益々労銀を昂騰せしめた（東郷寛佐藤四郎共著台湾植民発達史二三五頁）。

(9) 本誌五月号一〇一―一一二頁、六月号六二十六三頁。

(10) 杉野嘉助著台湾南工十年史八一一一頁

(11) 地積台湾捕業奨本主義（経済学論集第七巻第一号）

(12) 鉱木系の事業は全国六十有餘会社に上りその資本総額は四億万円に達し、更にそれらの債務総額は四億五千万円（内台銀関係三億五千万円）に上つた。之等の事業は内地台湾及び海外に亘り、殊に（外国及外国向の貿易）貿易に於ては本邦有数の地位を占めた。

又動に遭ひ大正九年の恐慌並びに大正十二年の震火災により打撃を受け、関係会社の整理を要するもの続出し、殊に「大正十五年十一月

No.

日清日本商業銀行の合併問題が不調に終るや日本製粉会社と密接の関係を有する同店は漸次その勢を減り金融難は年末に近づくに従い一層深刻を加へ越えて今春震災手形決済の議会に上程せらるゝや当行（台湾銀行）と銘柄同店との関係は完膚なきまでに世上に暴露せられ同店の信用は地を掃て一般債権者の態度は一層厳重となりさなきだに窮境に悩める同店はもすればその都度急を告げるに至ったり」（昭和二年九月一日台銀株主後会に次ける島田頭取演述要旨）。朝日経済年史昭和三年版三一頁七六頁

十行 廿語

No.

(13) 台湾に本社を有する株式会社の拂込資本金総額三二一、九八六、〇〇〇円、此の中製糖会社一四七、一五三、〇〇〇円、台湾銀行三九、三七五、〇〇〇円、日本拓殖株式会社三、〇〇〇、〇〇〇円、台湾電力株式会社二八、二〇〇、〇〇〇円、合計二一二、七二八、〇〇〇円につては内地人の出資九割本島人一割と推測す。(本誌前号五〇頁参照)。函館の会社については内地人の株出資五五%、本島人四四・五%と推測する(本誌前号六二頁註(13)参照。台湾製塩、台湾興工銀行、(及び)彰化銀行の本島人株(数)割合(の平均)。

然るときは株式拂込資本総額三二一、九八六、〇〇〇円中、内地人(内地及島内居住)に属するもの二五二、九二、〇〇〇円、本島人六九、八九四、〇〇〇円、即ち内地人(内地及島内居住)八割本島人二割と見ればよいであらう。(本誌前号四九頁所掲代表者別(会社)の表によれば内地人の代表するものは拂込総額の九割、本島人は一割である)。而して此割合にて株式会社の積立金、会資会社及合名会社の出資額をも内地人及本島人に区分することとす

國家學會論文三

6

No.

3。拂込資本及積立金以外の株主資金及前期繰越額については大日本、台湾、明治、塩水、東洋、新高、帝国の七大製糖会社のみを挙げ、他会社は一切見るを得さるにつき、之は全部内地人側に計算す。社債及借入金は借入の実際上全部内地人側の出資と見る。（社債は製糖会社の外に台湾電力を、借入金は殖産銀行の外に日本拓殖台湾製紙台陽鉱業の大口分のみを加へたる数字）。内地に本社を有するもの、中、日本勧業銀行及三十四銀行は台湾のみ支店勘定（損益）を、大日本製糖は、何れも内地人の出資と見る。大日本製糖については明に不正確であるが、台湾に支店出張所を有する内地会社（他の島内投資については一切を見るを得さるを以て、暫く右の如く拙定して置く）。台湾の会社銀行の場外投資額は之を詳かにしない。（銀行債は全部内地人側の出資と見る。）

内分のみを掲げ、台湾事業公債法による公債及国庫債（殊額）は全部内地人側に計算す（公債

31
國家學會論文三
國家學會論文三

No.

政府の低利資金（産業奨勵資金）は金額を内地人側に提ぐ。
資産を有する内地人の投資（實業投資額は之を算した
を推算するを得ない。（台湾）以上の材料により（計
滞在者を有する内地資本の投下額（昭和元年末及三
昭和二年三月末）は別表の如くである。
（数字は台湾総督府の三十統計書、東洋経済新報社
年鑑、同株式会社年鑑、同銀行年鑑、東京興
信所銀行会社要録等の記載に基く）。

		總額	内地人出資
台湾に本社を有する株式会社拂込資本	千円	三二、九八六	二五、〇九二
同 積立金		六九、八五三	五五、八八二
同 基礎株金及金		五、八三四	五、八三四
同 前期繰越金		七、七二〇	七、七二〇
同 社債		六九、五〇〇	六九、五〇〇
同 借入金		五六三、七七二	五六三、七七二
大日本製糖株式会社拂込資本		二〇、〇六二	二〇、〇六二
同 積立金		一三、〇四八	一三、〇四八
日本勧業銀行支店		三三、〇一八	三三、〇一八
三十四銀行拂込資本 支店		六〇〇	六〇〇
合資会社出資額及合名会社		二四、三四〇	一九、四七二

No.

6

銀行貸付金　二四九、一九四　一九九、三五五
公債　一、〇三、四二八　半四八、一九四
預金部借入金　三、二〇〇　三、二〇〇
産業奨励特別会計借入金　五、五〇〇　五、五〇〇
合計　一、四〇二、〇五五　一、三五二、四八三
以上は単に推算に止まる。尚昭和二年恐慌に際し台湾銀行は株主募定に於て資本金減少、諸準備金及特別積立金取崩し、一九〇六、四〇〇円、渡航金急当四九、四五〇円、合計二八、二〇五、八六三円を削つた。

(14) 拓殖局、殖民地便覧（昭和三年）三七頁三八頁

(15) 台湾銀行二十年誌一六〇―五頁

(16) 台湾総督府、台湾統治綜覧

(17) 朝鮮銀行についても同様の状態である（拙著植民及植民政策四九三―四頁）

(18) 昭和二年九月一日開催の台湾銀行整理のための臨時株主総会に於て、台銀擁護会の代表者より質問に対して為せる質問中、「台銀が台湾及び南支南洋の産業資金融通に並びし一層

（四ケ条の）

十行 廿字

33.33
-6
-2
No.
6
臨時學會論文三

努力を望むものであるが、この点より「株
主総会を年一回台湾にて開催」とは「年
る条項あり。之に対し第一は従来同様便宜を
計る、第二は旧地権者の承諾すみなき差支なし
との回答あり。尚今後の処理は事務運について台
湾に三名内地に二名を置くことに改むること
(朝日経済年史昭和三年版七五一
六頁)。之により従来前台銀の経営の中心が
東京なりしこと、整理に際して台湾を主たる
事務地にすることの趣旨を見ることができ
る。

(19) 台湾総督府財務局金融課、台湾に於ける
庶民金融の現況(台湾時報第六四号)

(20) 拙著植民及植民政策五〇四頁

國家學會論文三

台湾の商品的生産発展に伴い内地貿易をして
その需給の必要を満たすに足らず、近年に至
りて外国より殊に支那貿易が再び急激に増加して
は来たが、大勢に於て台湾の輸入については
内地商品、転出については内地市場が独占的
地位を有することは決定的である。

台湾の貿易の内地転向は内地よりの投資、
金融、海運、統督府の樹立、

No.

第二項 商品の移動(貿易)

(一) 我領台前は台湾の貿易は主として(従来)支那及
香港との間に行はれ、(たが)日本内地も香港を経由
して輸入せらるるの状態であつた。我領台の
効果は台湾の貿易路を一変し(内地貿易をば)
外国貿易よりも決定的に大ならしめ(且つ外
国貿易にありても従来最大の取引先たりし支
那との貿易額は著しく減少し、
之に反し(たが)日本内地も香港を経由
之に反し(たが)日本内地も香港を経由
之に反し(たが)日本内地も香港を経由

マイクロ写真撮影訂正票

訂 正 の 理 由	撮影操作誤りの為
訂 正 結 果	直前の \ コマ取消 / コマ再撮影
訂 正 年 月 日	平成 17 年 11 月 16 日
このフィルムは上記の理由で取消、又は再撮影し訂正しました。	
撮 影 責 任 者	富士写真フイルム株式会社 桃園　芳朗

説明
ターゲット

この原本は
一部文書が
糊付けされいます

國家學會論文三

台湾の商品的生産発展に伴い内地貿易をその需給の必要を満たすに足らず、近年に至りと外国殊に支那貿易が再び急激に増加してはまた勿、大勢に於て台湾の輸入についてな内地商品、輸出については内地市場が独占的地位を有することは決定的である。

台湾の貿易の内地転向は内地資本家の投資、金融、海運、統督府の樹立、

第二項 商品の移動（貿易）

(一) 我領台前は台湾の貿易は主として支那及昔陸との間に行なれ、（従来）

して輸入せられ、（たが）日本商品も香港を経由

効果は台湾の貿易の状態であって、我領台の外国貿易よりも決定的に大なるしめ（為）内地貿易をば国貿易にありても従来最大の取引先となりし支那との貿易額は甚しく減少し、且つ外

元に至り、次米各衆国との貿易額は激増した。

輸出稅

及び内地人の移住等に（負ふ）も、
之に対して決定的影響を及ぼしたるは関税利（我領台後）
度である。明治二十九年二月迄は旧清国関税
率を適用したが、それ以後内地の関税に拠
らしめた。当時我国の関税は尚不対等条約に
よる協定税率にして後世五分の低率を強制せ
られ、之が改正は明治初年以来我が外交の最
も努力したる処であつたが、日清（役の）
戦時を機として漸く（明治三十二年に）
税率引上に成功し、同時（て平均三倍に増課し、）
に輸出税を廃止したのである。（於ては）
（台湾に）

年廿日改正定税率法を適用すると
共に、輸出税は継続することゝし、同時に内
地物品に対し輸出税を制定した。出港税を
課せらるゝ商品は（茶、）
茶、生糸、乾魚及鹹魚、鰹節、竜眼、
苧麻、麻糸、割箒にして、何れも（重ら）
（その）外国市場相当の（特）産品であ
り、（輸）税は（準）一と同一であり、たゞ
（輸出税率は他に）
（利益を生じた。）
（上の効果を生じた。）
（輸入税を課する内地商）

十行 廿話

69 ~~日税協会 P.678~~

茶の出港税率は輸出税率よりも低く定められた。(1)

以上の制度は次の効果を有した。

(1) 内地及台湾の商品は相互の市場に於て外国商品に対し輸入税たけ保護を受けた。従来香港経由にて再輸入せられし本邦商品も三十二年の関税率引上後は内地より直接入せらるゝことゝなつた。

(2) 輸出税ありて出港税なき台湾商品は内地市場に収せられた。米、砂糖の如き重要商品は内地に優する取扱ひを為すに、其影響は大であつた。

(3) 明治三十二年締結の日清通商航海条約は特別の関係ある清国と日本帝国との間に最恵国約款の特典に均霑せず、清国より輸入品は特に打撃を被つた。

この後糖業発展生産激増の為め市場擁護の必要を生じたる結果、明治四十三年に輸出税及出港税を廃し、内地台湾間に完全なる関税同化が行はれた。次で四十四年協定税率の全く廃せられて輸入税率の引上の行はるゝや、内地商品は一層高き関税障壁を以て相互に市場を保護せられるに至つた。鈴木台湾貿易(一行廿頁)の内地輸出は九表にて見られる。

		輸出	移入	輸出入合計	移出	移入	移出入合計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
明治三十年	一三七三	二、一〇五	一二、六九	一四、二七四	三、七三四	五、四二一	九、一五五
昭和元年	四六三五	六二、〇〇八	一二一、四三五	一八四、四四三	三三三、三三	三三三、五一四	六六六、八四七

即ち内地と台湾との貿易は外国との貿易に比べ一四分一なりしものが昭和元年に三倍するものとなった。斯くの如き変化の

社会的意義は台湾と支那との紐帯を断ちて日本との新なる結合を為せることに帰する。元一には支那富豪資本家の勢力裏へて日本資本家の進出を容易ならしめた。

支那に根拠を有する台湾資産家も亦相当の不利を受けた。

二には本島人生活上の影響である。由来本島人は福建広東よりの来住者にして其生活様式は純粋たる支那式たり、食料品（米、麦、爆竹、茶）の如きも支那より移入されつゝあるの事実は之等日常生活上の必需品に対する支那よりの移入税率引上は之等日常生活品の価格を高め、本島人の生活上の負担を増すこと必然である。

次に対内地貿易の本島人の生活に及ぼす影響は本島人の内地移入の便宜は本島人の生活物資を日本商品にて供給し、且つその生活様式を日本化するの作用を為すであらうこと

説明
ターゲット

この原本は
一部文書が
糊付けされいます

No.

産業件生活態様市場関係を一にせる本国植
民地を完全なる国税同化の制度を以て統一す
ることは、植民地原住者の生産及消費に対し
往々不利なる影響を与ふ。関税協定率
は本国の利益を基礎として定めらるべきが故
にある。仍国植民地の如き最も甚の打撃を受
け易し例を有す。(但し台湾は明治四十年に至り慣習上
台湾は地理的にも社会的に
本島人の日常生活に必要とする支那産米穀輸入
して納々低率なる特別輸入税率を定め、四十四
年の国定税率に於ても之等の特殊品は無税又

は軽税と為し、以て本島人特殊の事情を斟酌
したのである。(3)

(二) 前資本主義的植民地に於ける資本主義的
本国の働きかけは、その自家用生産物を商品生
産化し、進んで資本家的商品生産と化する。(ここに
ことによりて資本家的商品生産と化する。)
仍なる独特の生産物の商品化せられ、如何な
る独特の商品について資本家的商品生産が行は

十行 廿四字 るゝやは、

No.

吉談

植民地社會の要求よりも寧ろ外部の
要求主として本國市場及本國資本の要求により
て決定せらる。殊に本國向輸出向の
地の生産は輸出向の
品生産として特徴付けられ、往々にして單一
耕作（mono-culture）の形態をとる。西
印度諸島は甘蔗の單一耕作と化し、
世紀末以降甜菜糖の勃興による世界的競爭下
蔗の爲めに打撃を受けて
窮迫に陷り、ここに
住民は極度の
南洋委任統治
耕作の
救濟の爲めには各種耕作
に依據作物の栽培を奬勵せざるを得なかつた。(4)
つた。(4)
單一耕作の下に於ては
直接原因が根本的に
イギリスの要求により
爲めにアイルランド人貧窮の
る。(5)

今、台湾について見るに、其の主要産業た
る砂糖――（大正十四年度工業生産価額

No.

二億
千七百六十六百五十万円中、砂糖は一億六千二
百三十九百万円、（裏砂糖の別産物たる酒精は六百万
円を占める）――飲台後急激に資本家的商品生産化し、
出中其年に於て其市場価格の為め騰貴種を
豪ならしめ、天津航路を開設せしめ、（是使能
作牛海米産を決定せしめたのである）其他（樟
脳、茶は勿論、米、バナナ、砂乾薯等についても
其事を産物にかいて米国資本家的生産様式
支那農業より駆逐、農業の資本家的商品生産化の過程に
於ても同様事実おかれたのである。）

（台湾の産業は糖業に約一半を支持
せらるるしかも当面の問題たる砂糖
ないが、）

（一般に輸出向商品生
産たる特徴を帯ぶるものである。）今、台湾の
生産物価額（総）、農産、水産、林産、鉱産、工産と輸
移出貿易価額（総）とを比較すれば（次表）生産の増加よ
りも輸移出増加の方が其指数大なるを示す。

十行 廿語

69

No.

即ち次の如くである。(16)

	生産	輸出	移出	輸移出合計
	生産價額	輸出價額指數	移出價額指數	輸移出價額指數
明治三十五年	七八、九三四 千圓	一〇〇	一〇〇	一〇〇
大正 元年	一六四、一二一	二〇八	九、四四五 千圓	三四、二三〇 千圓
大正 十四年	六五九、三七七	八三五	一〇〇	一〇〇

即ち生産の增加よりも輸移出の增加の方が大であり、又輸出(外國行)よりも移出(內地行)の方が急激に增加して居る。

(17)

更に台灣の五大農作物(につ)(甲)

	米	甘蔗	茶	甘藷	蕃薯(バナナ)
明治三十五年	一、四九〇、〇〇〇 千圓	一、〇〇〇、〇〇〇 千圓	七〇〇、〇〇〇 千圓	二千二百三十万圓	二千二百三十万圓
大正 元年	二、一〇〇、〇〇〇 千圓	一、六〇〇、〇〇〇 千圓	一、〇〇〇、〇〇〇 千圓	二千二百三十万圓	二千二百三十万圓

(17)

如くである。(17)

(17)

十行 廿諸

6

	收穫高		指數
米	明治三十五年 一、九九三千石	大正元年 四、〇四七千石	一〇〇
甘蔗	六八三、一五八千斤	三、一五九、八八九、八三九、八三三千斤	四六二
甘藷	五〇、一一六、〇〇〇〃	一、三一、七六七、九〇八、九一五〃	一、九四〇
苧蔴	一二、〇二七〃	三六七、六四三〃	一、〇、二三七九
苧	一二、七六四〃	二〇、九〇四〃	一七五

即ち絶對たる輸出向（にて主として内地市場向）甘蔗（砂糖）及び苧蔴に於て生産增加率最も大であり、島内消費向たると共に絶對たる輸出向たる米及び甘藷の如く、之を前掲生産增加以上の速度を以て輸移出の增加せる小である。台湾の生産の以上の事實はを示すものである。

而して島内の需要民衆たる米及び甘藷の輸移出額の增加は左の如く、之を前掲生産指數に比較すれば、

を見る。

No.

6

輸移出高　　指数

	昭治三五年	左元年	同一四年	昭治三五年	左元年	同一四年
米	四四一千石	六六六千石	二、四〇八千石	一〇〇	一四九	五四六
甘藷	二一千斤	一、七〇八千斤	五〇、二九二千斤	一〇〇	八〇〇	二三五六

右は島民消費を充足したる後の餘剰を輸移出するものに過ぎない。米は内地人口増加（如何にも島民が先づ自己の）に伴ふ食糧供給上、甘藷は内地に於ける澱粉及燒酎原料として、何れも急激に需要増加したる結果、既に商品生産より高き價格を求めて

6

輸移入高　　指数

	昭治三五年	左元年	同一四年	昭治三五年	左元年	同一四年
米	七七千石	一二六千石	七三〇千石	一〇〇	一六四	九四八

の供給を受けたる本島人は、之が代償として内地に輸出せるものに外ならない。（昭和十年調査）

かゝる本島人の主力を蓮葉米内地輸出に轉換し、從つて内地向輸出高と共に台湾に對する外米輸移入の激増（激増）しつゝある。（8）近年の隆盛を見よ。

（左表参照）

而して一人当り米消費量を比較するに、（明治四十四年より大正十二年の）
地は漸増し、新鮮は漸減し、台湾は略々変らない。(19) 従って自己（自給）の生産米を内地に売り、食糧（足し）なき外米を買ひて之を補ひ（て）一人当り米消費量を維持しつゝあるものと見るべきである。曾て明治三十四年十一月五日児玉後藤（は）殖産興業に関する演説に於て、「米作の改善……若し水利を通じ耕作を謹まば其獲る所を（以）て現今所産に三倍なるべし」（適実、実内ま）と述べた。誠に米作は（将来）五倍し、砂糖は十倍（貿易）に、三餐に飽き高枕す所、以て之を海外に輸出するに於ては甚だ多額の大宗たるを失はざるべし」と述べた。誠に米作は（将来）五倍し、砂糖は十倍（貿易）に、三餐に飽き高枕す所」を輸出品の大宗となつたものではない。斯くの如きは商品生産社会の原則に反する。高価なる市場を求めて自己（生産）の生産物を売り、高価なる輸移入消費の不足は廉価なる輸移入品を以て補ふ、これが商品（生産）社会の真実の（生）面目である。商品と貨幣一商品。台湾米

(1) 新考消費額

45

No.

一価格一外米。この取引に於て各当事者の利益を見るに、外米生産者は台湾に於ける市場擴張の為めに利益し、内地消費者は品質内地米に類似し而かも価格低廉なる台湾米の輸入により利益し、内地籾米商は同様にして共の可変資本の価値を小ならしむることにより利益すべく、最後に台湾米の生産者は米の二重の移転(台湾及外地の米)により、銀行は貨幣の二重の移転により利益すべく、最終に台湾米の生産者は内地市場の擴張により利益する。台湾島民はその常食たる在来種米を内地種米生産に変じ、之を売りて外米を買ひ消費に充てる。(台湾在来籾米は外米に比し品質劣悪なるも価格低廉なるを以て、同一なりとすれば)彼等は使用価値に於ては同一なりとするも交換価値に於ては内地種米は在来種米又は外米より決定的に高き故に、之を得せず、しかも労働力を投ずるに於ては在来種米又は外米より多くの貨幣を獲得します。彼等は之を以て他生活資料を購買(にえる)その生活程度を

度を向上し得べき筈である。

但し右の（利用せられ得ないであらう。）

の為めに投

設定家の利潤として其一部は引き去られ、し

かも不在設定家の利潤は（当然には）台湾島内に回帰しな

い。第二に設定本主義的政策は島

の負担の加重となり、島

要求せらるる。従つて島

により収益を増加しなければ

としても、高品価格の差額ほどには利益し得

ない。少くとも一人当り米消費量に於ては上

述のごとくを比較的の向上を見ないのである。

民の富裕の増進を断定するは甚だしく危険で

ある。

（不在設定家の多き）

生産事業の利益は直接

地主住の不在設定家の帰

（台湾の）

するが故である。

来的の問題については述べる。

（農業利益は台湾島民に帰しない。）

説明
ターゲット

この原本は
一部文書が
糊付けされいます

No.

(三) 通常、植民地は本国工業品の市場、及び本国になする食料品原料品の供給者として、甚廉値を認識せらる。即ち植民地貿易は工業国対農業国の貿易、精製品対粗製品の貿易である。(この点や)之れ両者の自然的及社会的生産条件の規定する所にして、国防的今日最も有利なるの政ではある。重商主義的見地にありては、植民地は本国の為めに存するとの標語の下に、本国の商品的需要に基きて植民地産業の種類を限定せんとする。勿論之等は決して当を得たものではない。

(10) 之れ商品貿易上より見たる台湾の使命論もかあった。

台湾に於て工業を発達せしむるは考慮を要し、その工業的将来に期待すべきにあらずだ、と

産物の供給地たるにあらしめむるべからずだ、

台湾の供給は我商品の需要地及び農

使命は我商品の需要地及び農

有利なる条件を備へる。大正○年の頃東郷

特殊農産物の供給

本国に於ける工業

(ノ)植民政策 P.232.296~7.

十行 廿語

43

No.

…植民地産業の利益率を考慮する。更に適切に言へば本国植民地を通じて帝国内に於ける最大利益率の獲得を考慮して、本国及植民地の産業を規定する。…植民地工業の発達、精製工業の…植民地に従って植民地生産物を…植民地に於ける…植民地に投ぜらるるに躊躇しない。資本は…利益を求…

…ひる。その本国に於けると植民地に於けるとは問はない。…本国なる帝国主義と…する認識及び政策の区別せらるゝ所以である。

近年台湾製糖工場が従来の方蜜糖(粗糖)製造より一等を出でゝ耕地白糖及び再製糖の製造設備を増加し、従って…入を増加したるが如き、動もセメント(工…

…事業擴張等社会共通事業に帝国…場の設立せらるゝが如き(主義…その…例である

6ヒ

菊

No.

6ヒ

。併し乍ら大体に於て台湾は我国の工業品市場たり（熱帯的特殊農産物供給者たる地位を失はない。

今、台湾の重要貿易品（大正十四年に於て価額一百万円以上のもの）を価額の順序に列挙すれば次の如くである。

輸出＝砂糖、茶、石炭、（砂糖、）綿織物、樟脳、（鰹、）セメント。

移出＝砂糖、米、酒精、樟脳、樟（樟材、）芭蕉実、

輸入＝米、油粕粕、肥料、砂糖、大豆、阿片、ガンニー嚢、木材、薬品、米、石油、包（金属製品、）

蒂。

移入＝米、綿織物及絹織物、（小麦粉、）鉄其他金物、肥料、機械類、乾魚及鹹魚（鰹、）紙、薬品、ガンニー嚢、木材、（金属製品、）清酒、麦酒、紙巻煙草、綿糸、メリヤス、マッチ、雑誌、石油、毛織物。

更に統計表について内譯を詳細に研究すん

國家圖書館藏

No.

ば、台湾は大体に於る食料品原料品を内地は
供給して工業品（綿織物、糖）(1)食料品原料品
を内地に供給して工業品（綿織物）及重工業製品
、肥料、雑貨等）の市場を提供すること、(2)
同種商品については上等品を内地に供
給して下等品を移入すること（例へば蓬萊米を
売りて外米を買ひ、檜材を売りて松杉材を買
ふかはき）、(3)内地商品の伸継地たること（綿織
物、海産物等）、(4)台湾自身の工業化の
発展に伴い外国市場を開拓しつゝあること（砂
糖、酒精、セメント等）、及び(5)特産品の輸出
品を有すること（茶、樟脳）を見る。即ち内地
に対して工業的生産物対農業的生産物
の関係より見れば小規模
的生産物対農業的生産物の交換市場を提供す
る所の、通常称せらるゝ植民地貿易関係
の特徴を有すると共に、単純なる典型的
生産地（自ら工業的生産地）としての地位を漸次獲
得し、仲継貿易地としてのみなるが如
く極的に外国市場への進出をなつゝ地位を高め

つゝある。

(四) 大正十五年(昭和元年)の内地の外国及植民地貿易(輸移出入)総額は五十三億三千二百万円、台湾のそれは四億三千五百万円にして内地の一三・八%に当り、同じく朝鮮のそれは七億三千五百万円(内地の一三・八%)に当り、台湾は朝鮮に比して二倍の輸出額を有するも

(昭和元年度内地の外国及植民地貿易(輸移出入)総額は五十三億三千二百万円、台湾のそれは四億三千五百万円にして内地の一三・八%に当り、同じく朝鮮のそれは七億三千五百万円(内地の一三・八%)に当り、台湾は朝鮮に比して二倍の輸出額を有するも

、台湾のそれは四億三千五百万円にして内地

(四) 大正十五年(昭和元年)の内地の外国及植民地貿易(輸移出入)総額は五十三億三千二百万円、台湾のそれは四億三千五百万円にして内地

明治年代の始めに亘りて台湾貿易は頗る減少してしまつたが、世界大戦後の台湾貿易は内地及外国市場の開拓、資本の輸入、大経済設備の完成、大規模の企業の勃興等の結果、最近に於ては内地台湾を含む一大経済領土としての日本帝国の商品は台湾を通じ(更に)仲継地又は生産地として更に海外発展を努むるに至つた。

説明
ターゲット

この原本は
一部文書が
糊付けされいます

の八・一%に当る。又、内地の輸移出額二十四億一千四百万円中、植民地への移入は一五・一%、台湾(はじめ)は中五・〇%(一億二千万円)。内地の輸移入総額二十九億一千八百万円中、植民地よりの輸出は一八・五%、台湾は中六・九%(二億万円)。(11)即ち

内地輸移出貿易の十割五分一厘は植民地貿易(との)内地貿易総額の一割七分が植民地貿易に(台湾は)て、六分一厘。即ち植民地貿易の約三分一に当る。併し乍ら斯くの如き一般的数字は(南)植民地貿易について又台湾貿易の重要さを(重)認識せしむるに十分である。之を個々の重要貿易品について見れば、台湾の(重要移出)重要貿易品たる砂糖、芭蕉繊、米、酒精、其他の内地市場に於ける重要性は到底右の比率を以て計ることは出来ない。台湾の砂糖産額は旺治三〇一三一年度六十八万噸、内地への移出高三十八万担にして内地消費高の一割二分乃至一割に当り、大正一三一一四年期の産額は八百万担にして帝国内全産額の八三・一%を占

め、其中内地移出高七百四十万担にして内地
消費高の六割七分に当る。(又、台湾は従来砂糖に
主力を注かれ(関係上)米作奨励には朝鮮の如く
重らなる能はざるも、其生産高も内地人中農階
級に於ける消費高より多く、
埠頭渡しは近年内地人の移住に伴ひ
内地食糧が越年地米に依存する程
益々高くなると共に(に伴ひ)台湾米は乾燥米(又)
上の(に)関係にて内地市場への供給を豊かにつつ
ある(に)又
(に)又
台湾の酒精業は内地市場を主として発達し
来たり大正十四年末に於ける酒精業者数は
同年期の内地大正十四年の内地酒精産額五百二
千石に対し台湾よりの移入高七百二千石、さ
れば台湾酒精は内地市場を主として発達し
更に六百四千石のみを外国市場(支那)に輸出
する。

芭蕉実、掃除等の台湾特産品
が日本市場に於て独占的地位を有することは
言ふを俟たない。

更に内地より台湾への移入品について見る
に、米は外米の輸送なるが故に之を別とする

(1) 40105 P146.

も、綿織物及絹織物市場として植民地が有する
那地位は七千八百万円を買い（大正十
四年、其中台湾は一千五百七十万円である。
内地の綿織物輸出額は四億一千六百万円（消
織物は一億三千五百万円）なるも植民地への輸
入はまだまだ綿織物なるが如く、台湾は三方
と計算する。綿織物輸出額（其中
の約一割六分を植民地の綿織物市場とする
に当る。されば植民地への輸出
價値は有する。

（二行左。）

物も亦ほぼ平均に等しく、台湾については却つ
て平均以下である。

及食料、食料製品、機械類）は植民地への移
入額五千八百万円（中、台湾へ一千九百万円、
其之に次ぐ外地への輸出
円なるが如く、植民地市場は絶対的に外国
場より重要である。調査肥料について
に影響にして外国輸出
に対して約十一万円なる
台湾は実に六百七十

説明
ターゲット

この原本は
一部文書が
糊付けされいます

光

No.

一國家學會論文三

台湾はその外国貿易に於ては僅少の輸入超過であるが内地との貿易は巨額の移出超過であり、全体としては決定的に輸移出超過である。朝鮮に比すれば外国への輸出は絶対的に多く、内地への移出も人口百万に比し相対的に大である。朝鮮も内地に対しては移出超過であるが其の絶対額は台湾に及ばない。即ち台湾は我国に對し内地市場としても朝鮮よりも重要性を有し、又台湾の生産力輸移出力は朝鮮よりも比較的に大である。(14) 之れ台湾が我国南方の寶庫たる所以である。

十行 廿餘

国の投入を見る。従って教育工業及肥料工業にとりて台湾の重要を知るべきである。其他我国の鉄工業にとりて台湾が外国市場に比(経済的に)して相当に(朝鮮)重要なるもの歟しとしないであらう。(13)

(1) Moon.

6 註

(1) 台湾総督府 総督官房 総務局十年史六一八頁

(2) 拙著植民及植民政策五二四―五頁

(3) 武内貞義著台湾上五一七―五二一頁

(4) 拙著植民及植民政策五十四―五頁

(5) 拙稿台湾糖業帝国主義(経済学論集第七巻第一号)

(6) 拙稿アイルランド問題の発展(経済学論集第六巻第三号)

(7) 同上

(8) 大正十五年七月米穀法第二条を台湾にも施行して外米直接輸入の途を開いた(従来は米穀法の運用により外米は内地経由にて移入せ

くれて居た。由大正十四年に於ては前年に比し九千万斤の甘藷が島内消費用として增加したといふが如き（台湾拓殖鐵昭和二年版二六八頁）、共に島内消費米の不足を補給するの実を示すものである。

(9) 拙著植民政策の新基調三〇〇頁

(10) 東郷實佐藤四郎共著台湾植民発達史二三二頁、二九六―七頁

(11) 拙著植民及植民政策二五七頁所掲大正十二年の数字と比較すれば我国貿易上に於て植民地の重要性を占むる割合が大となり、植民地貿易の重要性が增加したるを見る。

(12) 拙著人口問題一四六頁

(13) 自由主義経済學者は本国貿易総額中植民地との貿易の占むる割合の小なることを指摘し、植民地貿易の利益の為めに一般外国貿易上の損失を招くを不利なりとし、外国との葛藤を生ずる虞ある植民地領有は資本家に吸収されても不利なりと論じた。英佛米等の諸強国に於ても其植民地市場は外国市場に比して一般

的には価値の小である。併し乍ら特殊の産
業部門特に綿製品及び重工業製品にとりては植
民地市場の価値は一般商品以上に重大である
。例へば米国の植民地に対する輸出は全輸出
額の九分の一であるが、綿製品については五
分の一、鉄業については六分の一を占む。
而して木綿及鉄は代表的なる資本家的大企業
であり、各国間の市場の競争最も激烈なるもの
であるから、之に向って植民地市場が重要な
ることは本国にとりて一般商品輸出額の合計
に於て見たる比率以上の重要さを植民地に于
ふる。茲に経済的になすべての資本家は一階
級を為すといへども、政治的には最も資本の
集中したる個々の大企業家が政策の決定権を
有する。之れ植民地市場の帝国主義的意義が
その表面的一般的数字以上に重視せらるゝ
所以である。即ち我植民地について見れ
ば綿織物市場としての価値は外国市場と同程
度であるが、それにしても独占的地位を有す
るものであり、重工業肥料工業にとりて其価

59

No.

値は極めて大つである。要するに帝国主義に(あすこは)
(その)於ける殖民的地位にある産業部門並本家の評價
に従ひて植民地市場の價値は認識せらるゝ
あらう。(拙著植民及植民政策第二五六―八頁、
Moon, P.T. *Imperialism and World Politics*, P. 528-
537 参照)

(14) 大正十五年の(我国各植民地留易の)
、植民地便覧昭和三年版)。

	輸出		
朝鮮	三四、七七九 千円	輸入	移出 千円
	一二三、九三四 千円		三三八、一七六 千円
台湾	四九、三一五		六二、〇〇八
	一四、一一〇		一二、四二五
樺太	三		九八七
	四七、六〇八		五一、〇九九
関東州	六六、五四〇		八八、八三五
	六六、五九五		
南洋	八七		二一一
	六、五八〇		四、〇九四
合計	一七四、八九九		二五三、六八〇
	六八三、二九八		四九一、四二八

(我国植民地留易の外国との留易に於て)

即ち全体として我植民地は輸入超過し、
内地とは留易に於て移出超過する。本国にと
りて植民地の経済的價値は(我)本国商品市場と
しての植民地の価値よりも原料品及食料品の供給者としての方
が重要であり、従つて植民地の理

國家學會論文三

十行廿四字

三菱製紙株式會社

No. 60

法的研究ニ基キ之ヲ敍述セントス而シテ本論ニ入ルニ先チ

第三項 人口の移動（移民）

(一) 台湾に於ける国家に伴はれて資本は

我資本は

台湾に入り、国家及資本の活動に伴はれて商品の

移出入貿易が行はれたると同じく、人口の移住も亦国家及資本に背負はれて行はれたのである。即ち官吏幕僚として移住したる資本家並にそれらの従属するものが台湾在住内地人の基礎であり根幹である。蓋し新附の植民地に政府を組織し若くは資本家的企業を樹立するに際しては、たゞに政治上のみならず又経済上も本国より官吏、会社員及び労働者の移住を見る。何となれば近代的植民地に於ては未だ政府及資本家的企業の使用人として労働者と

(ロ) 台湾は巡査をも内地より募集せざるか故である。

(ハ) 又我資本により炭坑企業の興るや内地人の漸次が山坑夫が

(ニ) 製糖企業興るや内地人の職工及び農民が、

国家図書館文三

光

No.

立に伴いて移住した。
題の中心は農業移民である。
併し其の後民
新行
新行
新行

光 No.

は半甲坪毎に區劃し土質地味其他の条件を考慮して二三筆を組み合せて公平に割當するものとし、神社、布教所等の建築、道路、輕便鉄道、灌漑排水路、飲料水供給、防獣柵等の工事を官營施行し、移住後四年目より十ケ年間に四百七十二円五十錢を償却せしむるものである。

移民は由地(居留者)各地方の地方廳に依頼して選擇し、純粹なる農民にして家族持であり二百五十円以上の資産を携帯することを基礎的条件と為した。即ち西部移民事業が(台湾の)誰れも(失敗する)原因が不十分であり、経営か無計画であり、且つ移民が小作農たりしことに(にある)鑑み、東部に於ては国家的事業として(科)学的調査及計画の下に自作農移民部落を建設せんとせるものにして、総督府の官營移民事業報告書(大正八年三月)は移民村建設につき貴重なる参考資料(と)称すべきものである。但し官營移民事業は大正六年度をもって打切られ、所要経費二百四十

一万円、こかも某の建設に
かかれ、其の建設に
吉野村、林田村、豊田村の三村にて
、官営村切替時の戸口、
九千八百人の、林田村十八の戸。
計十七千七百人、
人、台東廳下
所の如きは吉野村と同時に
であるが、對蕃人関係上土地収容に困難を生じ
遂に移民の収容を見ずして廃止せられた。要
するに官営移民事業も
許可を受け明治三十九年に
の内地人移民を入れ
建物、会社は更に百戸の内地
敷地、農
会社を
に移住せしめられたる内地人農民は現在六〇。

（一万円、こかも／某の建設／吉野村、林田村、豊田村の三村にて／官営村切替時の戸口、／九千八百人、林田村十八の戸。／計十七千七百人、／人、台東廳下／所の如きは吉野村と同時に／であるが、對蕃人関係上土地収容に困難を生じ／遂に移民の収容を見ずして廃止せられた。要／するに官営移民事業も／許可を受け明治三十九年に／の内地人移民を入れ／建物、会社は更に百戸の内地／敷地、農／会社を／に移住せしめられたる内地人農民は現在六〇。）

触はおりしものである。
東部台湾に於ける新営移民事業は花蓮港廳
下に於て賀田金三郎氏が豫約開墾地一万甲の
甘蔗栽培の目的を以て
許可を受け明治三十九年に一三戸三八五人
の内地人移民を入れ、そう失敗後、台東拓
建物、会社は更に百戸の内地農民を招致したが、
敷地、農
移民を計画したが、土業の後
に終った。
会社を
に移住せしめられたる塩水港製糖株式会社の下
に移住せしめられたる内地人農民は現在六〇。

十行 廿繭

戸一四九人あり。而して大正六年の官営移民
打切と共に総督府は私営移民奨励規則を定め
内地人農民移住を条件として耕地を無償
貸渡許可を受くる者に対し渡航費を補助
することゝ一定の耕地人農業者を保護すること
、大正六年より九年迄十五万一千円を台東
製糖会社に補助一た。然して会社は大正九年
未現在に於て建築家屋数四四。戸移住者二。
七戸七九三人を招致一たが、移民は生計困難
の為め定着せず特殊の農民甘蔗栽培に
のみ残一て退去或は散し、明和元年末内地人移
民は九。戸四四二人を数るのみ。ここに於
てか総督府は大正十一年四月移住者政策を改
めて本島人本位とし、且つ台東製糖会社の招
誘を廃止して台東開拓株式会社を設立せ
一めた。即ち東部台湾の私営移民は
以上の失敗に帰一たのである。
内地人農民移植の業は西部台湾に於て
も東部台湾に於ても甘蔗栽培を目的とせるものゝ
ら れ、殖産事業として全く

った。而して移住者失敗の根本原因も亦
ここに存すると思ふ。風衛生設備の缺陥、
風土病の蔓延　荒し農村建設の基礎は食糧自給
に在しなければならない。然るに移住地
は甘蔗栽培を主業とせば、農民の生計は
製糖会社の採算に隷属することとなる。而し
て台湾砂糖の市場価格に於ける製糖会社
作農民の地位の如きも移住者の衛生設備の缺陥に
原因する風土病に悩み、其他労賃
労働者の募集困難を来し、開墾其他創
業的事業の困難を来し、且つ
あるときは、甚だ失敗に帰せることは
会社の如きも移民に対し
ことは事実である。
殖利し、水利を考慮に置かず農家自家消費食糧
は総て会社購買部を通じて甘蔗代金を以て購
入を強ゐられ甘蔗栽培に農家経営を制限
せられたる為め移住者の家計は常に負

567

國家學會論文三

(遂に退所離散するに至つたのである。)

債を償ひ、

移民の業

(引水せるもの)

漸く六年に成り、

通せず池溝の設備を要するものである。

官営移民事業打切の当時食用米の自給

を為し得たるは吉野村のみにして、

(其)

(は高甘蔗)

(従者方の)

他の二村に於ては甘藷作物であつた。況んや

米作奨励に熱心し始めしは大正八年以後にして、

(特に)

吉野村に対しては大正十二年以来米作を目的とし

(水稲)

事を施行し、(埤圳擴張工)

今や漸く水稲作付面積の過半を占む

(水利設備を)

(を)

(が)

(甘)

(水路の開鑿な

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

No.

漸く本島人の民族的自覚 自覚の念昂上す

機 を見、(一九一四年代である。) 林本源製糖の土地買収事件、起るに至り、三菱製紙の竹林事件等は(を)その例である。これに於てか(も)漸く絶対たる資本家的植民政策は原住者の自覚民族的自覚により(て)脅威を受(くるが如)き、(消極的に)これに対抗するに至り、本島人の民族自立の要求を防ぐの手段として(一方に於ては)内地人農村設立により(て)本島人に範を示し(利害を調節し)両民族共棲の主義をとりて資本家的(による両人子在主義的)政策の欠陥を補ひ、「母国人統治階級を作ると同時に労働階級の一部を形成し(延て地方に於ては)その要素を包括するは立案に延て地方統治の要(最も)的意義を重要視(了)したのである。(6)(ワ)

台湾に於ては(政治)(西部)(務局)(務長官)(総督)(総督府)(総督府)(総督府

No.

人、未墾地は多く、人口は粗なるが故に、と
も角数ケの内地人農村が建設せられ得た。東
部台湾の人口九万人中、東蕃人四万六千人、
本島人二万七千人、内地人一万五千人にて
、本島人の割合は三割。内地人は一割四分で
ある。之を台湾全島特に於ける人口百分比
本島人は九割二分五厘、内地人は四分六厘な
るに比すれば、東部台湾が比較的に本島
人的にあるかを知見る。而
て内地人の居
住する農村は花蓮港廳に於て

行政整理に依りて退職官吏に仝島各地にお
て無断開墾地を拂下げたるも、若し内地
人を土地に定着せしめむることにより て年々的
基礎を得るの政策なりし とすれば、彼等の農
書生にあらず 多くは農
都市に居住する不在地主となり、右の
目的を達し難いであらう。勤勉なる本島農民の
人口稠密なる西部台湾に於いて、内地人
農村を建設せんとするは恐らく至難のことに
属する。東部台湾に於てはこれに反し住民は蕃

No.

吉野豊田林田三村、台東廳下の[illegible]に於て
旭村鹿野村鹿寮の三村、人口合計約
三千百
四千人である。事實
たる地市街である。花蓮港の如きは純然
くは的にして、西部とは全然旅行の印象を
異ならしむ。
建設せられたることが認められる。
(2) 台湾に於ける[illegible]
(資本及び商品的發展と同じく、
[illegible]
[illegible]
[illegible]

説明
ターゲット

この原本は
一部文書が
糊付けされいます

國家學會論文三

事実的基礎ニ千七百人ニ過ぎない。殊ニ本
年生ハ本年ノ新住民ニ過ぎず、十
年ノ内ニハ却ツテ若干ノ減少ヲ見ル
ノ傾向ヲ表ハス。(実現セル)即チ我国過剰人口ノ移住地トシテ台
湾ノ有スル価値ハ小ナリ。殊ニ台湾在
住ノ本地人口ノ大部分ハ公務員自由職業及ビ商
工業者ニシテ農民ハ極メテ僅小デアルカラ、
(8)我国過小農ノ救済ヲ台湾ニ求ムルノ実ハ殆ンド無
キモノト言ハザルヲ得ない。
(4)国防上及同化上ノ目的ヲ以テ

十行 廿餘

69

No.

居ノ定説トシテ吸収セラレ本地人ヲ台湾ニ移植セントスルモノデアツタ。其ノ意図ノ帝国主義的ナルコトハ、恰モ台湾銀行設立ノ趣意書ヲ読ムガ如クデアル。

(3)台湾ニ於ケル内地人ノ人口ハ大正二年末一三三、九三七人ヨリ昭和元年末一九五、七六九人、正ニ三二、八三二人ノ増加六一、八三二人デアル。ソノ中出生死亡ノ差増四三、九七九人ナルガ故ニ、実住超過ハ一九、八五三人、一ヶ年平均一、五二七人ニ過ギない。(9)

國家學會論文三

理由ト雖ドモ上述ノ如キ内地人定住者ヲ期待スルコトハ極メテ大ナル數ニ對シテ得ナイ。東部台湾ニヨリ多クノ理ヲ以テモ、蕃人ニ對スル同化力ノ大ナル比ニ蕃人ノ同化ハ殆ンド無キニ等シイ。総督府ノ同化ヲ移民事業ノ一目的ニ掲ゲタルモ、比ノ事業計画ノ衝ニ當リシ東郷實氏モ個人トシテハ農業移民ハ同化ヲ目的トシテ成ル(10)ものにあらずと論

(5) 資本主義的企業ノ設立ニ伴ヒ労働者トシテ内地人ノ移住シタルコトハ前ニ述ベタ。

農業移民モ元来製糖業ノ隆昌ニ依テ招致セラレシモノニシテ、殊ニ東部台湾ニハ我領台前ニ糖業奨励ノ為メ甚ダ多數ノ蕃人ニ於テ大多數ハ蕃人ヲ使役スル製糖業ノ関係ニ於テ招致ニハ製糖業ノ甘蔗栽培者トシテハ存在セシニ等シキ状態ナリシ為メニ、此地方ニ製糖工業ヲ興ス場合ニハ資本家ハ移住ヲ開始セル加藤組、其ノ後建築セル塩水港製糖会社ト何レモ甘

蔗糖栽培者として内地農民を移住せしめ、且つ官営移民と甘蔗買取の協定を結び、蔗作の基礎の上に新式製糖工場を建設し得たのである。然るに西部に於ては蔗作に慣れたる本島人農民人口多きが故に、右の目的を以てする内地移民は失敗したのであり、又その如要も存在しなかった。

以上を要するに台湾に対する内地人移住は其沿革及性質に於て、又総督府の移民政策及支那人労働者の未だ増加を見ざる事情等のイデオロギーに於て帝国主義的特徴を備みるも、その実績に於ては内地人口過剰の対策としての価値は小である。たゞ東部台湾はアイルランドに於けるアルスターの如き特殊の地位にあれども(111)必ずアルスターに似て非なる点の理由により。即ち東部台湾は高山直下に荒海に迫るの地形にして、地域狭隘、河川(は)氾濫甚しく且つ潅漑に不適なる濁水のもの多く、良港乏しく、陸路(も)断崖を経(ねば)ばならない。居住者の大

却々は蕃人に一て甚の生産力は低い。斯くの如き自然的な経済的条件の不利なる土地が台湾のアルスター（台湾における）たり得るは明かである。(2)東部の開拓を内地人の民族的植民地と為し、蕃人を馴致同化し、天険に囲繞せらるゝ別天地に拠りて以て他日本島人の民族的反抗に備へて国防上の（台湾の）等しめんとする（開発）の如きは空想である。西部を除きて台湾を一掃すべき（繁栄なる）悪夢を懐くよりも寧ろ本島人の反抗すべき理由（正当の）なき植民政策を研究して実行するを努むるに如くはない。（かくの如く）上よりも政治上よりも経済上よりも東部台湾を可能性と為すべき見込（価値）も存在しない。

東部開発の問題は別個の見地より解決せらるゝに非ざれば（正当の）ならない。第一には現住平地蕃人の（その）移住村の改革、組織、及び人口自然増加による（の）拡張である。第二には現住平地蕃人の（その）生活保護である。第三には高山蕃人の下山定着である。第四には西部に於ける本島人

No.

過剰人口の收容である。抑も東部台湾には資本家的企業の興るべきものは極めて鮮い。台東製腦の如き営業振はず徒に巨大の未墾地を権利地として抱き居るのみである(12)幸か不幸か資本は東部を嫌ふ。さればこそ資本家的企業の侵入を排斥し、自作農的、協同的生産に基礎を置く会社関係地の未墾地は之を收用し、以て(13)ぬ地人、

(13)

半島人、平地蕃人、高山蕃人の町村部落が何れも自作農的若くは協同的なる基礎を置く所の保々たる発展を期し、而しての全体

が更に協同的経済単位関係に於て一社会を成すにあらざれば、平地に於ける如き巨大なる資本の勢力扶植の如きは無いであらうか、其代りこゝには平和と相自由とかよ所するであらう。(14)

資本家的企業の勢興をして東部開発の目的と為さず、複雑なる人物的構成を有する社会の平和なる協同的生活に目標を置かば、即ち東部拓殖史上重要なる地位を獲得するであらう。地形上及住

国家学会雑誌 第三巻

帝上比較的資本主義の勢力と融合せる別天地たる東洋台湾はかくの如き植民地的社会的実験場として最も安価を以て借りうる。

アメリカスミスの口吻を借りて私のユートピアかも知れない。然し同化上及国防上我が民族的根拠地となさんとするユートピアよりは遥かに心思想上無害であり、実行性に富みもうまいであらう。(114)

(三) 植民地より本国への労働者移住は廉価なる食料品輸入と同様に本国可変資本の価値を小にし以て平均利潤率を高むる作用を有するも、台湾よりはかくの如き移動は無い。此点は朝鮮と大に異る。蓋し台湾は朝鮮に比して土地生産力に富み且つ工業発達せるが故に、植民地の生計は朝鮮に於けるより容易であり、農民が離村の現象著しからざるが故である。台湾人の植民地在住者は概ね学生及び有産階級にして、約千五百人位と称せらるる。

6 註

No.

(1)「初め巡査を募つた時どういう風かな、巡査願者が内地出の除大工道具や左官道具を持つて来る、巡査教習所に入つて犯則にて放逐せらるゝ心組にても知かゝる旅費の官給丈を目的にして来り、逮捕出されたら後は大工なり左官なりやらう、迎も御話にならぬ次第で、なりまーした」(後藤新平述 日本植民政策一斑 二六頁)

(2)「台湾の熱地に於ける採炭業が独り其稚劣者のみならず其労働者に至るまで多くの母国人を見るは注目すべき現象なり。即ち台北廳下枋寮の賀田組鉱業所に於ては三十人の母国人は六十人の台湾人と雑居して採炭に従事し、台湾人が採取石炭の一擔ごとに八毛を受くるときは、母国人は丸五を受く」(伊藤証三郎著台湾統治志三〇五頁)。

(3)本誌(前)号拙稿五五頁

(4)台湾総督府官営移民事業報告書八一一六頁

(5)官営移民事業に従事した吉野村は米作を為し得る

十行 廿餘

68

國家科學論文三

國家試驗論文三

6 注

No.

に至りて漸く基礎を固め定着の曙光を認むるに至つた。

移民村の困苦は移住当初の風土病衛生設備の缺陥、暴風雨の被害、場の缺乏、移民戸数三百三十一戸、人口千七百十二人（一戸平均五人）に対して北海道外二十一縣より、百七十九戸が一府一道二十二縣より、豊田村は九百人中、九百人が一府一道十三縣より、林田村は百六十七戸が一府一道十三縣より移民により成る。従つて御國言葉を異にし氏神や宗教を別にする雑多なる移民の集合がその村の経営発展上多くの困統を招さたるべきは明かである。

（圖表参照）。之に反し目下進行中の高山某番下山事業が、埋立の開墾を含む開始せられたまゝ正に賞讃に値する。

(6) 官営移民事業概要書一七一二〇頁、東御實業會台湾農業殖民論三三八一九頁、

(7) 報告書一八頁、東御四二一四頁、

（官営移民事業概要書、花蓮港廳編三移民村、参照）。

（同上）

十行 廿語

No.

(8) 同上報告書一九頁

(9) 台湾人口を種族別に見れば内地人、本島人、生蕃人、外国人、何れも人口中に占むる百分比は著しく変化し来った。即ち内地人(大正十年迄は)の人口百分比は著増し、本島人は減少し来ったが、その水以後は共に略々固定の状態を保つ。生蕃人は引きつき減少し、外国人(主に支那人)は引きつき増加しつゝある。左表の如し。(台湾総督府統計書)。

	明治三八年	大正十年	昭和元年
内地人	五九、六一八人	一七四、六三二人	一八九、六三〇人
本島人	三、九七四、〇一八	三、五四八、〇五三	三、八三八、六三六
生蕃人	七六、四四三	八四、五九二	八五、九三八
外国人	八、二二五	二八、四八二	二三、二五八
合計	三、一二三、二二五	三、八三五、八二一	四、一四七、四八二

百分比

	明治三八年	大正十年	昭和元年
内地人	一・九一	四・五五	四・五七
本島人	九五・三八	九二・五〇	九二・五六
生蕃人	二・四五	二・二一	二・〇七
外国人	〇・二六	〇・七四	〇・八〇

80
國家

6 注

No.

(10) 東郷實著台湾農業移民論三六頁

(11) 拙稿アイルランド向移の発展参照。アルスターはアイルランドの北部地方にありスコットランド及イングランドより移民の子孫多く且つ工業盛に遍力大なる点に於て、南アイルランド人多数を占め且つ農業地方たる南アイルランドと異る。南アイルランドが英国に反抗してアイルランド自由国を創設したる際にもアルスターは之に反抗し、英本国の一部となるを極力反対し、

(12) 台東開拓会社の実例は一万九千甲中既墾地は一千餘甲に過ぎない。

(13) 拙著植民政策の新基調六四一七五頁。

(14) 同上二五二頁

新と一二の地位を保持したのである。アルスターは良港を有し(アイルランドに於て最も不便に)新台湾は交通(台湾は)ハスターは英本国に遠い。東部台湾にアルスターと為すが如きは空想に過ぎない。

国家学会論文三

十行 廿詰

No.

第四項　財政的價値

台湾ヲ下ノ国全体ニヨリテ清国ヨリ割譲ヲ受ケタカ、其現実ノ被得ハ軍事的征服ニヨリタルモノデアル。故ニ日清戦争ノ戦費ヲ以テ台湾ヲ得タリト言ヒ得ルモ、台湾征服ノ軍事費ハ純ナル地建設費ニ充セラルヘキヤ、之ヲ推測スヘキ材料ヲ持タナイ。(1)

(1) 6

我領台後モ土匪ノ鞏乱絶エス軍事的支出ヲ多ク要シ、為メニ台湾財政有ノ財源ヲ悉ク軍事費ニ充テ尚ホ不足ヲ補フニ本国ヨリ台湾特別会計ノ制度ヲ設ケテ軍事費ハ全国一般会計ノ負担トスルト共ニ、領台後十七年ノ支出ヲ限リテ本国補助金ヲ交付スルコトニ決シタ。其後台湾財政ノ発展ニ伴ヒ補助金ノ額ハ漸次減少シ、明治三

83

No.

國會圖書館藏之三

十行 廿語

68

移管問題等は、既に本章第四節に於て述べし所である。(12)6 神奈川県に於て論じたる如く、内地消費税の一般会計移管は之を以て台

説明
ターゲット

この原本は
一部文書が
糊付けされいます

84

No.

湾の財政的貢献と見るを得ない。抑つて本年
年度その移管ありたる迄台湾は内地消費者よ
り財政的援助を受けたるものと言ふべき
である。（昭和三十五年度より大正三年度迄の
台湾砂糖消費税収入合計五千九百万円、そう
大部分は内地消費者の負担したるものと見る
べきである）。従つて在の移管は軍に台湾財政
強立の程度を高めたるに過ぎない。（台湾歳入額は本表
実質
一般会計の収入に依存せられたる限りに於て台湾の
財政的貢献と見得べきも、其の金額は通計
特約六百万円に過ぎない。又、内地産の移入織物
及砂糖消費税は唯徴収事務を行ひその手数料
るが故に、間接的の貢献と見るべきである。
以上は台湾特別会計より本国一般会計に繰入れた。(13)
計に対する財政的貢献の性
質に、近年数次の行政整理を行ひその節約額
を以一般会計に繰入れたる一万、台湾に富す
る経費について制度上一般会計の負担になす

十行 廿語

68

(1952-52-2)

(1952-52-2 転入経緯 11.953.120. 1/2)

(経済三十銘)

12,953,223 11,953,120.

No.

ものがある。（軍事）費及び臨時軍事費となっている。台湾の兵力は軍司令
部の下に歩兵二ヶ聯隊、砲兵三ヶ大隊、基隆
及澎湖島要塞、（特に）海軍の馬公要港部がある
（伺し乍ら）朝鮮に比する（兵）力は小なる如くである。

以上要するに台湾は（未だ）財政的貢献を為し得ざるとするも、（少くとも）真実に財政独立を実現せるものに近きものと称し得る。若し夫れ本国は之より財政的負担を為し得ざるに至りては（併し乍ら）我国の政策は寧ろ
（台湾財政の豊富なる成入）を以て台湾島内の開発に投じ
つゝある。之れ台湾の利益にして又日本帝国
主義の利益である。何となれば台湾の（産業）開発（は日本資本の獲得する）利潤の量を増し且つ利（潤率を高むる所以であ
り、）（直接に）たゞに台湾に於ての（み）ならず（日本内地の）
（資本）増殖（一般）の（為）（に）（も）（大）（な）（る）（利）（益）を（与）（ふ）（る）（も）（の）（で）（あ）（る）。植民地
会計の成入を支援するを所以である。植民地
領有の財政的負担は経済的利益に（よ）り（て）償は

国家学会雑誌 論文三

No.

国家学会論文三

るべしといひ、「財政的貢献を得る能はず、せめて之に対する補助を惜からしめん」とするが如き近世諸国の植民地財政に期待する処である」(四)台湾の如きは日本中本国財政にとり最も便値多き植民地と言はるを得ない。それは我国の印度であり仙境である。

尚、序でに植民地非経済的価値方面について台湾を観察するに、軍事上経済上に於ては国防戦略上並に軍隊動員上の問題がある。前者については私は語るべき資格に乏しく、後者については我軍隊は本島人及蕃人を徴募しないのである(五)更に未開の文化的価値の問題としては日本文化の発展、特殊の台湾科学的及歴史的研究を以て其の特徴と為すが如き、我国民に南洋諸国大学で南洋史の

No.

註

(1)「明治二十八年六月の領台より望年三月迄を所謂軍政財政の時代と称す。台湾一切の諸費は日清戦後軍事費中より支辨せらる。議会の協賛をも経ず軍事費二億円中より支出せらる」(東郷佐藤共著台湾植民発達史三四七頁)

(2) 本誌(前)号二二ー三頁、三二ー三頁、四二ー三頁。財務局長阿部滝述「台湾財政の現状」(台湾時報三十九年)。

(3) 台湾事情(台湾総督府、明治三十年版)三八頁、三九〇頁、同昭和二年版四五二頁。行政整理額大正十一年度千百万円、十二年度八百五十万円、十四年度千百万円。

(4) 拙著植民政策五七二頁

(5) 明治三十四年以来本島人の軍役志願に関する規則を施行し志望者を守備隊に編入し内地人同様の軍役に服せしめたるが、三十八年より之が募集を中止した(台湾総督府台湾統治綜覧九七頁)

十行 廿語

国家学会論文三

6

第五項　植民地領貸借関係

台湾を一國として見る時は其國際的貸借関係
(注意)外國台湾間、内地台湾間、及び帝國内他
植民地台湾間に区別して見るをよし、最も大
なるは内地との関係(取引)であるが、台湾資本主義
発展の結果(注意)外國及他植民地(朝鮮)との関係
も次第に密接となり来つた。
台湾の外國貿易は左の如く増進した。

(外國貿易)	輸出		輸入		合計	指数
明治二十九年	一一、三九六	千円	八、六三一	千円	二〇、〇二七	千円
大正十三年	四二、五七六		二〇、〇〇〇		八九、〇〇〇	
同　十四年	四七、九六四		四四、〇〇〇		九一、〇〇〇	
昭和　元年	四九、三一五		四二、〇〇〇		九一、三一五	
同　二年	五八、四八九		四五、〇〇〇		一〇四、四八九	五二一
同　三年	六二、〇〇八		五一、三二三		一一三、三二一	五五七

而して輸出超過は明治二十九年、三十年、
三十五年、大正四年、五年、六年の六ケ年の
みにして、他はすべて輸入超過となり、昭和
元年は約千二百七十万円の輸入超過である。
併し乍ら此に本章第三節第四項にて述べ
し如く、之即ち南洋への投資額(注意)の加算に、

No.

韓清の外国（台湾）貿易の国際依存（関係）も亦（如）すし

（逆論）（では）

次に（韓）帝国内地（と）の貿易は（如）何

国の如きに於ては重要（な）であるが、（各地方地）我帝国の如

く地理上及経済上（の）（密）接（な）（帝国）（と）車輪（の）（如）く（相）

（密）接せらるゝものにありては（殆）

（甚）だしく重要なるを得ない。台湾朝鮮間の貿

易も左表の如く未だ勃興（の）途（に）就いたが、台湾（と）

未（だ）主（と）（して）（我）内地（と）の（関）係（に）（比）（す）（れ）ば（砂糖、食塩、芭蕉、（対朝鮮）

（なる）

（米）等の）

（の）

（ひ）

（ば）

（ず）

（ば）

（ず）

（ば）

（ず

No.

6

(内地貿易)	移出	入	合計	指数
明治三十年	二、一〇五	三、七二四	五、八三八	一〇〇
大正十三年	二一、〇九八	八六、五二二	一〇七、七〇〇	五、一〇八
同 十四年	二一、二四九	一二九、九、六	三四五、一五五	五、九二二
昭和元年	一九九、四九五	一二〇、八九五	三二〇、三九〇	五、四九四

然るに貿易外收支に於て台湾は内地に対する大幅超過である。故に、(大幅超過)結局内地台湾間の荏手地貨為替は内地の台湾に対する受取超過である。台湾銀行の調査によれば大正十四年に於ける右受取超過額は約三千万円と推算せられる。(2)

6

台湾よりの投資利子、運賃、保険料等の受入が内地資本家に帰するは勿論、内地よりの大幅超過額(も)台湾よりの移出超過額(と)相殺たる貿易差額(台湾よりの)が、そ(の)凡てが台湾に送金せらるべきではない。(台湾会社及銀行の支店を通じ)直に内地に於て処分せらるるものがあらう。尚出版費の場所たる内地の同時に資本募集及び運用の場所となるであらう。何となれば台湾の生産及投資を支配する資本家は同時に内地資本家であるから。更に、台湾に第

国家学会論文三

91

No.

卒業論文三

十行 廿語

68

No.

大正九年恐慌以来、殊に昭和二年の財界波
瀾に際し、台湾銀行は問題の主要なる中心で
あつた。台湾銀行は夥しその對支不良投資（西
原借款）四千七百万円を政府に肩替りの恩恵を
受けた。（昭和金融緊急勅令）又大正十二年には五千万円の特別融通を受けた。台湾
今と国庫救急勅より受け、大正十四年には更
にその利率を二分に引下げられた。更に昨年
震災手形四千六百万円の救済、及び台湾の危
機救済に対する特別融通に関する法律による
一億八千五百万円の特別融通を受けた。台湾

銀行の子銀行たる台湾商工銀行は三百五十万
円、同じく華南銀行は三百万円のお別誂融通を
受けた。（昭和金融緊急勅令）震災手形善後処理法は議会
にて多くの論議を受けたが、右法案は専に台
湾銀行のために絶対に必要なりとの政府の言
明によりて、漸く通過したのである。(3) 即ち台
湾銀行救済の右法律の中心問題であつた。台
湾融通に対する特別融資法の台湾銀行救
済を主眼とすることは明白である。（昭和金融緊急勅令）
の為めの特別融資は（日本銀行の）

國家學會論文三

No.

甲を保ち台湾銀行の子会社たる台湾南洋
銀行及華南銀行の株式を引受け
台湾の我が融通を満洲
興銀行への融通、昭和二年五月九日より実施
こと満一年後の昭和三年五月八日を以て締切つ
たが、一般銀行へす（融通）（限度）
府の損失補償五億万円（台湾）
る融通額は合計一億九千百五十万円（政府
の損失補償限度二億万円）である。台湾の銀行
に対する融資額は内地のそれに準じ相対的に
巨額であり、政府の負担を以て補償せらるべ
き限度に於ても有利である。而して特別
融資の期限（一年を経つ回収の期限）に拘らず、本年六月二
十日前後の特別融通損失等重会に於ては早く
も台湾銀行始め台湾庶務関に対する融
資は圧却損失と決定し、政府にて負担するも
のとなつた。右委員会に於て台湾南支華南
両銀行の救済に関し、「今後台湾銀行の回収
期限は十ケ年もあるのであるからこれ

No.

等の両行の特融は損失とせずおもむろに回
収」とはめ「と質問者に対し、政府は「台
湾統治上甚だ面白くなき」結果を生ずべしとの
理由を以て之に対抗し、遂に「今度巨額の国民
負担により台銀其他二行を救済するに至りし
ことは甚だ遺憾とする」よって今後銀行当局は勿
論大蔵省並に台湾総督府は「かゝることの再び
発生せざる様厳重に監督をせられたし」「再び救済融資が再び紊乱の弊害を生ずる」との趣旨の警
告的希望を附して承認し、融資金額を

損失と認めたのである。震災手形善後処理法
といひ、台湾金融特別融資法といひ、特に之を「全損」と認めて政府が補償する
ことといひ、台湾銀行救済の為め政府の努力
する処甚大なりといふべきである。而して其
の理由は「台湾統治の必要上」である政治的理由を
以て一貫する。

（及び「海外に於ける帝国の信用を維持する必要」）

欽有之来台湾に於ける利益が幾何に上るや、之を計算することは不
可能である。それが幾何にもせよ、我国民は

国家学会論文集

この度二億三千七百五十万円（震災手形十行廿銀四千

六百万円、特別融通一億九千四百万円を「台湾
統治」のために吐き出したのである。然るに台湾より
生ずる利益の直接の帰属者は資本家であり
、一般国民の利益となる処は間接たるに過ぎない。
而して資本家の損失を補償したる直接の
負担者は一般国民である。開戦前台湾銀行
は財界整理の為め株主勤定に於て二千八百二
十万五千八百六十三円を削減した。「其金額は
国民から貰った金額に比すれば僅か八分の一強
に当るに過ぎず、おまけに株主は新に金をあ
譯でなく只其損失を認めたと云ふまでのことで
あるから甚だ不合理である」。(4)b 要するに二億
三千七百餘万円を台湾金融株式会社の救済の為めに吐き
出したと言っても、甚大部分は台湾によりて
蓄積したる資本若くは獲得すべき所得の中より
直接に吐き出したるわけではない。過去及将来の
損失補償者と(も)同一
(主体)
に属うないのである。右の救済により本
島人及華僑株主及預金者も亦利益に均霑した
か、之れ我国民が従来台湾及南支南洋より獲

No.

得し又は獲得すべき利益の一部を償還したるものである。しかも此関係に於ても資本家事業の損失をば直接の受益者にあらざる内地一般国民が補償することに於ては同様である。

台湾三銀行の救済は台湾統治の救済である。且つ台湾島内及び南支南洋に於ける経済的帝国主義の救済である。二億三千七百餘万円の内地一般国民の負担は(植民地的)台湾人民の負担は(現在及び将来に於ける)帝国主義的発展を立脚点として承認せしむる合言葉である。併し乍ら帝国主義的植民政策が一般国民に取りて相対的に(特殊資本家に比して)不利益たるのみならず、時に絶対的損失の原因となることなく、植民地中最も高度の資本主義化を遂げたる帝国主義下の台湾」が、最近吾人の眼前に展開したる事実である。(第二章完、以下次号)

十行 廿語

菊

會論文三

説明
ターゲット

この原本は
一部文書が
糊付けされいます

6 註

No.

(1)台湾総督府三十統計書四五八頁、台湾貿易三十年對照表三九六頁。

(2)台銀銀行調査大正十四年度「台湾を一国と見たる国際貸借」の内譯は左の如くである。(單位千円)

台湾の受取勘定。輸出高四七、九六五、
出高三一五、二四八。新賀本移入五、〇〇〇。合計二六八、二一三。

台湾の支拂勘定。輸入高五六、四八九。移入高一二九、九〇六。内地人投下資本利子支拂一

五、六五〇(内地人)会社拂込若くは出資額中、内地よりの投資五三%、島内在住内地人及本島人の投資四七%の割合にて、内地よりの投資額に(内地)みなする即ち推算せるもの。此の割合の大体妥当すべきことは、私か本誌前号六二頁註(8)及び本号所掲一項註(13)に於て記述せる数字よりも導かれる。但し島内(内地)及島内(内地)對本島人の割合を見たるものなるか故に、此処の目的の如き内地対台湾の割合はそれとは別に推算することを要する。(国庫負担の地供

国家學會論文三

6註

No.

金五二、二五。（郵便為替、郵便振替貯金等）。在台私人
貯金（内地送金六、〇〇〇。在台会社
内地借入金利息一六、一六一（借入金、社債、又
は掛牛形会計一九九、〇一五に対する利息）。借
除料一、一五四。三十四銀行内地送金二、二四〇
。台湾商工銀行内地送金二、五〇〇。船舶運賃
九、〇四八。其他雑七、六八七（内地会社の島内支
店収益送金見込額其他）。合計二九九、〇八五。
差引台湾より拂超三〇、八七二。即ち約
三千万円の債務国である。

(3) 朝日経済年史昭和三年版一七二―三頁
(4) 東洋経済新報一二九五号「台湾銀行はどう
なるか」（昭和三年四月廿一日）

國家學會論文三

十行 廿字詰